

脱軍備・平和レポート



平和への提言

Voice for Peace

特定非営利活動法人ピースデポ Peace Depot Inc.

第2号

2026年 8月

特集 1

核軍縮・不拡散の未来

——2026年NPT再検討会議をどう見るか？

タリク・ラウフ／ハーレド・シャマア
倉光静都香／河合公明／梅林宏道

特集 2

南西諸島・九州の要塞化

——「日米一体化」と市民的抵抗

池尾靖志／海北由希子／木元茂夫

CONTENTS

【特集1】

核軍縮・不拡散の未来——2026年NPT再検討会議をどう見るか？ …… 3

- ▶ またも核兵器の勝利 …… タリク・ラウフ …… 4
- ▶ 中東と東アジアにおける核脅威 …… ハーレド・シャマア …… 8
- ▶ 2026年NPT運用検討会議から見える今後の日本の市民社会の役割 …… 倉光静都香 …… 11
- ▶ NPT を救う TPNW——核軍縮義務の履行という接点 …… 河合公明 …… 14
- ▶ 北朝鮮は NPT の課題であり続ける …… 梅林宏道 …… 16

【特集2】

南西諸島・九州の要塞化——「日米一体化」と市民的抵抗 …… 19

- ▶ 沖縄・南西諸島の軍事化 …… 池尾靖志 …… 20
- ▶ 私が平和運動を続ける理由 …… 海北由希子 …… 22
- ▶ 自衛隊の南西シフトと東シナ海でエスカレートする日米の軍事演習 …… 木元茂夫 …… 25

【報告】

- 第 11 回 NPT 再検討会議に参加して …… 徳田悠希 …… 28

《ユース・ムーブメント～核兵器をなくす私たちの取り組み》第 12 回（最終回）

- C7サミットに渡航して——国際社会の中で私たちにできること …… 長富日向 …… 29

シリーズ●「高市軍拡」を問う（2）

- 「高市軍拡」の三つの論点を洗う …… 池内了 …… 30

書評

- ▶ アニー・ジェイコブセン著『核戦争 世界滅亡までの 72 分間』 …… 西田充 …… 32
- ▶ 川崎哲、浅野英男著『非核三原則—いま何が問われているのか』 …… 大久保賢一 …… 33

連載 全体を生きる（60）

- 「核の傘」政策の果て …… 梅林宏道 …… 34

平和を考えるための映画ガイド

- 「重力の中心を変える」——『エピック / エルヴィス・プレスリー・イン・コンサート』
うろこ …… 35

- 編集後記 …… 36



第11回NPT再検討会議で開会の辞を述べる中満泉国連事務次長・軍縮担当上級代表（2026年4月27日、ニューヨーク・国連本部）
出典：核戦争防止国際医師会議（IPPNW）ウェブサイト

特集 1

核軍縮・不拡散の未来

—— 2026年NPT再検討会議をどう見るか？

核兵器を取り巻く国際環境は冷戦後最悪の状態にある。その中で開催された核不拡散条約（NPT）再検討会議は、2015年、22年に続き、3回連続で最終文書の採択に失敗した。その事実は確かに深刻で重い。一方、NPT体制はやはり世界の核軍縮・不拡散体制にとって不可欠な存在であり、崩壊させてはいけない、という最低限の合意は見られた。そこで、今回のVoice for Peaceでは、NPT再検討会議の議論や成果を、冷静かつ客観的に評価すべく、5人の識者に原稿を依頼した。実際に再検討会議に出席して現場での議論を踏まえての評価を海外から3名（Rauf, Shamaa、倉光）、日本から1名（河合）、特に朝鮮半島問題について会議に提出された一次資料を分析した評価（梅林）という構成である。加速する核軍拡の状況、終息が見えない戦争状態を脱して、核使用リスクを削減し、核軍縮・核不拡散をどう進めていけばよいのか。本特集が、少しでもそのためのヒントを与えることができれば幸いである。（鈴木達治郎）

特集1 核軍縮・核不拡散の未来

またも核兵器の勝利

——2026 年核不拡散条約 (NPT) 再検討会議の失敗は、核兵器の脅威に無自覚に歩み続ける世界に何を物語っているのか



タリク・ラウフ (元 IAEA 検証・安全保障政策課長)

翻訳：鈴木達治郎

Tariq Rauf: 元 IAEA 事務局長室検証・安全保障政策部長、NPT 代表団副団長。カナダ NPT 代表団団員 (1987 年～2000 年)、強化された検討プロセスの共同起草者 (1995 年／2000 年)。その他の締約国代表団の一員として参加 (2012 年～2025 年)。

2026 年 5 月 22 日 (金) の夕方、核不拡散条約 (NPT) 第 11 回検討会議の議長を務めるベトナムのド・フン・ヴィエット大使が、ニューヨークの国連総会ホールの演壇に立ち、ここ数週間、ほとんどの代表団が懸念していたことを裏付けた。すなわち、合意には至らなかったということである。2015 年と 2022 年の失敗に続き、3 回連続となる今回の再検討会議において、史上最も重要な核軍備管理条約の締約国は、核軍縮に関する実質的な文言一つについてさえ合意に至ることができなかった。NPT は、合意された成果文書のないまま、第 3 期の 10 年を迎えようとしている。再び、核兵器が勝利を収めたのである。

この決裂が誰にとっても驚きではなかったという事実こそが、事態をさらに憂慮すべきものにしている。核保有国と非核保有国の間の意見の相違は、4 月 27 日の初日から明らかであり、その後 4 週間にわたって展開されたのは、条約の存続に最も不可欠な遵守を求められる国々そのものによって、条約が骨抜きにされていった物語である。責任は広く分散している。それは、モスクワとワシントンにほぼ同等に帰属し、軍縮を説きつつも拡大抑止の陰に隠れている NATO 加盟国、国連憲章や国際人道法に違反しながらも不処罰を享受している国々、そしてそれらのいずれに対しても責任を追及できない多国間体制にもある。

失望させることを意図した草案

成果文書草案の変遷は、議事槌が打ち下ろされる前からその行方を物語っていた。5 月 21 日の未明に回覧された議長による最後から 2 番目の草案 [1] では、実質的にすべての有意義な軍縮に関する約束がすでに削除され

ていた。2 つの最終草案——CRP.2/Rev.3 と CRP.4[2]——を段落ごとに比較すると、その内容の空洞化が細部に至るまで明らかになる。「緊急性」という言葉は削除された。1995 年の NPT の無期限延長が、核兵器の無期限保有を意味するものではないという確認文も消え去った。1995 年、2000 年、2010 年の画期的な公約はもはや「再確認」されることはなく、まるでかすかに記憶されているかのように、単に「想起」されるにとどまった。核兵器保有国に向けた「強く求める (urge)」という表現は、「要請する (call on)」へと弱められた。核兵器保有国による「対等な」透明性の確保という要件は静かに削除され、透明性に関する議論は公開の全体会議から非公開の場へと移された——これにより、透明性メカニズムから実質的な透明性が骨抜きにされたのである。

最終版では、さらに踏み込んだ修正がなされた。NATO の核共有と拡大抑止に関する段落は完全に削除された。北朝鮮の核・ミサイル計画に関する言及はすべて消え去った。2022 年からロシア軍の占領下にあるザポリージャ原子力発電所について、国際原子力機関 (IAEA) 事務局長が提示した「5 つの具体的な原則」は、代わりの文言もなく削除された。核指揮統制システムにおける人工知能 (AI) に関する記述——これにはロシアだけが反対していた——も削除された。「核兵器の使用がもたらす壊滅的な人道的影響」への言及は、「核戦争」の結果に限定された。まるで、核爆発を経験した者にとってその区別が重要であるかのように。市民団体「リーチング・クリティカル・ウィル」のオブザーバーたちは、この文章は「核保有国によって書かれたかのような」と結論づけた。彼らの見解は間違っていなかった。

双方から裏切られた取引

NPTは、1968年に結ばれた「大きな取引」に基づいている。すなわち、非核兵器国が核兵器の保有を断念する代わりに、公認された5つの核兵器国——中国、フランス、ロシア、英国、米国——が、真摯かつ誠実に核軍縮を追求するというものである。今回の会議では、その取引が崩壊寸前まで追い込まれたが、その責任は決して一方的なものではない。

ロシアは、AIや核指揮統制に関する文言を阻止し、核兵器の「完全な廃絶」という表現に反対して「究極的かつ完全な廃絶」——無限の先に見える軍縮——を主張し、軍備管理の規範全体の中で最も広く支持されている規範の一つである核実験禁止を認める文言の削除を要求した。採択されなかった草案について、「繊細かつ綿密に調整されたバランスを反映した重大な妥協案」と締めくくるその説明は、30年にわたって合意されてきた文言を体系的に骨抜きにしてきた代表団からは空虚に響いた。その一方で、ウクライナに対する戦争や、欧州最大の原子力発電所への軍事占領が、会議の行方に暗い影を落としていた。

とはいえ、ロシアを失敗の主たる原因として扱うことや、その分析によって西側諸国の責任を免れさせようとするのは重大な誤りである。米国は、条約の「軍縮」という柱を蝕む一因として積極的に関与した立場でニューヨークにやって来た。会議の34人の副議長のうち、イランの立場に反対することで、当初から敵対的な姿勢を示していたのである。「これは『核不拡散条約』であり、『核軍縮条約』ではない」という米国の閉会声明は、単なる言い間違いではなく、条約の枠組みを覆す意図的な政治的宣言であった。第6条は、すべての締約国に対し、核軍縮に関する誠実な交渉を行うという明確な法的義務を課している——国際司法裁判所は1996年、こうした交渉が核軍縮につながらなければならないことを確認した。また、2000年の再検討会議では、5か国による核兵器の廃棄に向けた「明確な約束」が採択された。これらは、単なる願望ではなく、厳粛に交渉を経て合意された約束である。NATOの忠実な同盟国であるカナダでさえ、米国の主張を穏やかに退け、核兵器保有国に対し単に「約束を守る」よう求めた。

中国は厳しい安全保障環境について言及した一方で、自国の軍備拡大については目立って沈黙を守った。フランスと英国は、あたかも自国の兵器近代化計画が別の道徳的次元にあるかのように、核拡散こそが条約の主な課題であると主張した。これら5か国の集団的な振る舞いは、責任転嫁の模範例であった。各核保有国の代表は、安全保障環境や核拡散国、あるいは互いを非難し合った一方で、新たな軍縮の約束が条文に盛り込まれることのないよう、共同で阻止した。

公然と進められる軍拡競争

戦略的な背景により、残っていた曖昧さは一掃された。核保有国は軍縮を行っているのではなく、再軍備を進めている——それは包括的かつ巨額の費用を要し、各国議会が資金を承認している。米国は、使用の敷居を下げることを目的とした低威力の兵器を含め、三本柱の全システムを対象とした、数十年にわたり数兆ドル規模の再整備計画を実行している。英国は、過去10年間にわたる削減政策を覆し、核弾頭の上限を引き上げている。フランスは、新型の核搭載巡航ミサイルを含め、潜水艦および航空戦力の近代化を進めている。ロシアは、欧州諸国に対して明確な核の脅威を表明しつつ、極超音速滑空体や原子力推進の巡航ミサイルを配備している。中国については、西側諸国の複数の評価によれば、「先制不使用」を再確認しているにもかかわらず、核兵器の備蓄を拡大し、初めて「三本柱」体制を構築しつつある。

一方、こうした核軍備を規制してきた枠組みは崩壊しつつある。新START条約は2026年2月に失効し、1972年以来初めて、全核兵器の約90%を保有するワシントンとモスクワが保有する約1万発の核弾頭について、合意された上限、検証、査察、データ交換のいずれも存在しなくなった。この会議には、両国を交渉の席に戻らせる強制力を持つ仕組みはなく、また、どちらの国も復帰する意向を一切示さなかった。

包括的核実験禁止条約（CTBT）は、今回の再検討プロセスにおいて意図的な攻撃の対象となった。同条約は発効したことはないものの、その実質的な効果は絶大であり、1998年以降、核保有国による核実験は一度も行われていない[4]。しかし、その規範は今、脅威にさらされている。ロシアは2023年に批准を撤回した。現在の米国政権は、同条約およびウィーンに拠点を置く監視機関（CTBTO）の価値について公に疑問を呈し、中国が禁止されている超低威力核実験を行ったと非難している[3]（中国政府はこれを否定している）。また、信頼できる報道によれば、米国はCTBTOへの資金提供の停止、さらにはネバダ州での核実験再開さえも検討しているという。会議の草案から、核実験禁止という規範を認める文言が削除された。これは単なる手続き上の脚注ではなく、核実験再開を事実上容認する構造である。

現在99か国[5]が署名している「核兵器禁止条約（TPNW）」は、依然としてこの会議において最も緊張感に満ちた裏テーマであった。フランスは同条約を「安定を損なう手段」と位置づけ、自国の影響圏内にある国々に対し距離を置くよう圧力をかけるなど、最も強硬な批判を展開した。他の4か国も実質的にはこの反対姿勢を共有している。TPNWへの単なる事実上の言及が、採択に至らなかった草案の中にさえ残されたこと自体が、加盟国数の増加に伴う外交上の成果であった。

NATO の核共有：誰も勝者のない戦い

公にほとんど認識されていない対立点の一つに、NATO の核共有があった。米国は、NPT 加盟の非核兵器国 5 개국——ベルギー、ドイツ、イタリア、オランダ、トルコ——の領土に、推定 100 発の B61 自由落下爆弾を配備しており、これらの国のパイロットは、それらを投下するための訓練を受けている。これは、核兵器の移転や受領、およびそれらに対する支配権の移譲を禁止する第 1 条および第 2 条と深刻な矛盾をきたしている。NATO が長年主張してきた「この取り決めは条約締結以前に存在していたものであり、使用の瞬間まで管理権は米国にある」という説明は、多くの国々にとってあからさまな虚構に映っており、イランや非同盟運動の多くの加盟国は、この取り決めを明らかな条約違反であると指摘した。

NATO 加盟国は、拡大抑止はロシアの戦争および核の脅威に対する安定化を図る対応であり、米国の「核の傘」こそが、同盟国が独自の核兵器を開発することを防いでいるのだと反論した。しかし、非同盟諸国の反論は法的に説得力がある。NPT の義務は無条件であり、非核兵器国は、大国がいつの日か十分な安全を確保したうえで軍縮を行うという条件の下で、核兵器を放棄したわけではないからだ。メキシコはこれを最も鋭く指摘した。核兵器を前提とした安定性を理想化することは、「最終的には NPT そのものを蝕む」と。結局、核共有に関する段落全体が削除されたが、これは誰の顔も立てられず、50 年にわたる構造的な問題を表現する言葉についてさえ、当事者間で合意に至っていないことを露呈する結果となった。

これに関連する動きにも注目すべきだ。5 月 21 日、オランダは、EU 加盟国数か国に加え、アルゼンチン、オーストラリア、カナダを代表して、次の再検討会議準備委員会の会期を 3 回から 2 回に削減するよう提案した。効率化という名目で提示されたこの提案は、実際には、1995 年の「再検討プロセスの強化に関する決定」[6]を明言せずに修正しようとする隠れた試みであり、第 6 条の履行について各国一とりわけ核保有国一に説明責任を問うための時間を短縮すると同時に、NATO の核共有取り決めに対する圧力を緩和しようとするものであった。この提案は否決されたが、提案者たちは謝罪する様子を見せなかった。

中東：31 年にわたる破られた約束

1995 年の中東に関する決議——3 つの寄託国が共同提案し、条約の無期限延長を確実にした一連の措置の不可欠な要素であった——は、同地域のすべての国に対し NPT への加盟を、イスラエルに対しその施設を IAEA の包括的保障措置下に置くことを、そして核兵器およびその他の大量破壊兵器のない地帯に向けた措置を講じることが求めた。それから 31 年が経過したが、これらの目

標はいずれも達成されておらず、2026 年の会議においても、これを推進するための新たな指針は示されなかった。

この地域の情勢は、1995 年以来最も不安定なものとなっていた。2025 年 6 月にイスラエルと米国がイランのナタンズ、フォルドウ、イスファハンの核施設に対して軍事攻撃を行ったこと [7] を受け、2026 年初頭にはさらなる攻撃が行われ、ブーシェフルおよびバラカの原子力発電所付近でドローンによる攻撃が報告された [8]。こうした保障措置の対象となっている施設への攻撃により、IAEA はイランの核物質に関する情報の継続性を失い、深刻な安全上の懸念が生じた。イランとアラブグループは、成果文書において核施設への攻撃を非難し、推定 80 ～ 90 発の核弾頭からなる未申告の核兵器を保有するイスラエルに対し、保障措置の受け入れを義務付けるよう要求した。米国はこれら両方の要求を拒否し、最終草案ではイスラエルの義務に関する言及は、ほとんど目立たないほどに縮小されていた。その結果、1995 年の決議を想起させる一方で、その主要な障害となる国を説明責任から守っているという矛盾が露呈した。

イラン：引き金ではあるが、原因ではない

合意が成立しなかった表向きの理由は、「イランは決して核兵器を追求、開発、または取得してはならない」という文言でイランを名指した段落をめぐる対立だった。イランは単独で名指しされることに異議を唱え、米国はその文言の削除を拒否した。しかし、これを原因とみなすことは、直接的な引き金と根本的な状況を混同することになる。2 つの核保有国（うち 1 か国は NPT 非加盟国）が、国連憲章に違反して IAEA の包括的保障措置下にあるイランの施設を爆撃したが、西側諸国の代表団はあらゆる場で、これらの攻撃を非難することを拒んだ。IAEA の包括的保障措置下にある施設に対するこれらの攻撃により、IAEA はイランの核物質に関する情報の継続性を失い、深刻な原子力安全上の懸念が生じた。イラン自身の保障措置の実施状況は、外交と検証を通じて IAEA で解決されるべき正当な懸念事項であり、いくつかの国もそう述べた。しかし、攻撃によって施設が「査察不能」となった事実を一切認めずにイランの遵守を要求することは、選択的な原則の適用に他ならず、大多数の締約国にとって受け入れがたいものであった。採択のための最終草案を提出しないという議長の決定（報道によれば中国が提案したもの）は、どの国にも責任を問うことを免れたが、根本的な現実については何ら変化をもたらさなかった。

崩壊する体制

技術的な状況も同様に厳しい。米国は 2030 年までに高濃縮ウランの生産を再開すると発表し、中国はプルトニウム分離を再開した。また、核軍縮会議では、核分裂

性物質生産禁止条約をめぐる交渉が依然として停滞したままである。AUKUS 協定は、明確な先例も適切な保障措置の枠組みもないまま、兵器級ウランを燃料とする潜水艦を非核兵器国に移転させるものであるが、本会議では真剣な精査を免れた。

こうした衰退の潮流に対し、人道的な主張は依然として大多数の人々が持つ最も強力な手段である。核兵器が壊滅的で無差別な、世代を超えた被害をもたらすことは、広島や長崎から、マーシャル諸島、カザフスタン、ネバダでの核実験の生存者に至るまで、記録された事実である。非核保有国が人道上の懸念を「政治利用」しているとロシアが非難することは、核兵器の現実の世界における影響に関する証拠が、核兵器を規制する法制度の根拠となるべきだという主張に異議を唱えることに他ならない。しかし、抑止論を損なうと解釈されかねない言葉を受け入れることを拒む西側諸国の首都もまた、人道的な言説が徐々に弱体化していることに対して責任を負っている。オーストリアが指摘したように、この議論は核保有国の安全保障上の懸念に大きく偏っており、圧倒的多数の人々の懸念をほとんど反映していない。

灰燼に帰す前に

特筆すべき明るい点がある。それは、会議議長を務めたヴィエット大使による、有能かつ透明性が高く、包摂的なリーダーシップだ [9]。同大使は、ゼロ草案を早期に回覧し、委員会を効率的に編成し、秘密主義的な「仲間内」のグループの形成を回避した。その結果、会議自体が失敗に終わったにもかかわらず、地域を越えて称賛を集めた [10]。

しかし、より根本的な問題は手続き上の問題ではない。この条約が廃絶を目指していた核兵器を保有する国々に、政治的意志が欠如していることにある。彼らは核兵器の近代化を進め、核による威嚇を行って会議に臨んだが、新たな約束を一つも受け入れずに会議を去った。非核保有国の大多数は、この事実気づいていた。マレーシアは、核保有国が「核兵器の無期限保有をますます『正常化』しようとしているようだ」と警告した。南アフリカは、1995 年の無期限延長は核兵器を永久に保有する権利を付与するものではないと会場に改めて指摘した。ブラジルは、条約の設立の前提を改めて強調した。すなわち、一部の国の安全保障が核兵器に依存している限り、それ以外のすべての国にとって不安は続くということである。

2031 年までに、第 12 回 NPT 再検討会議は、合意された成果のないまま 20 年を迎えることになる。その浸食は漸進的だ——「ここでの一語の削除、あそこでの動詞の弱体化」というように——しかし、漸進的な浸食は、突然の断絶よりも危険性が低いわけではなく、単にその進行が遅いだけである。会議が失敗するたびに、次の会

議はより困難になり、条文が弱体化するたびに、条約不遵守には何の代償も伴わないというメッセージが発信されることになる。NGO 団体「リーチング・クリティカル・ウィル」が「灰燼に帰すのを待つのはやめよう」と題した最終論説 [11] で指摘したように、選択肢は、丹念に構築された軍縮法の枠組みを維持・実施するか、それともそれが段落ごとに解体され、最終的に兵器そのものしか残らなくなるのを黙って見過ごすかのどちらかである。

今後、私たちはどこへ向かうべきか。最後に、カナダ核兵器禁止条約推進団体 (Canadians for a Nuclear Weapons Convention) と国際政策研究センター (Centre for International Policy Studies) がオタワで開催したイベントで、私が「核兵器の絶え間ない脅威に終止符を打つ」[12] と題して述べたコメントを振り返りたい。「法的規範と条約に裏打ちされた国際秩序こそが、生存への最大の希望をもたらす」と。この点において、NPT と TPNW は、国際人道法と相まって、すべての国に適用される国際法上 (erga omnes) [13]「核平和の権利」[14]を確立し、核兵器が「絶え間ない脅威」[15]となることを防ぐことができるだろう。核兵器は今回は勝利した。しかし、次のラウンドで勝たせてはならないし、勝たせるわけにはいかない！

- [1] NPT/CONF.2026/CRP.2/Rev.3. <https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-foa/npt/revcon2026/documents/CRP2-Rev3.pdf>
- [2] NPT/CONF.2026/CRP.4 <https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-foa/npt/revcon2026/documents/CRP4.pdf>
- [3] Xiaodon Liang, "U.S. Accuses China of Nuclear Test, Preparations", *Arms Control Today*, March 2026. <https://www.armscontrol.org/act/2026-03/news/us-accuses-china-nuclear-test-preparations>
- [4] 訳注：北朝鮮による核実験や米露による未臨界核実験は除く。
- [5] 訳注：2026 年 8 月現在、100 かが署名、75 かが批准している。
- [6] <https://media.nti.org/pdfs/npt95rc.pdf>
- [7] Tariq Rauf, "Radiological Consequences of Military Attacks on Bushehr and Barakah Atomic Power Plants", *IDN-In Depth News*, June 30, 2026. <https://indepthnews.net/life-in-a-lawless-nuclear-world/>
- [8] <https://www.iaea.org/sites/default/files/2026-04/infirc1353.pdf>
- [9] https://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-foa/npt/revcon2026/statements/22May_Mexico.pdf
- [10] https://www.reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-foa/npt/revcon2026/statements/22May_NAC.pdf

(10ページへ)

特集1 核軍縮・核不拡散の未来

中東と東アジアにおける核脅威

——核拡散、非核兵器地帯の未実施、あるいは核共有



ハーレド・シャマア（元外交官）

翻訳：役重善洋

Khaled Shamaa: ウィーンの国連・国際原子力機関（IAEA）等の国際機関への常駐代表、オーストリア・メキシコ・ベリーズ駐在エジプト大使を歴任。軍縮・不拡散、国境を越える脅威に関する交渉や、国連麻薬委員会の議長も務めた。30年にわたるキャリアを通じ、多国間関係、国際安全保障、軍縮、持続可能な開発、公共政策、プロジェクト管理、戦略的政策助言など、多岐にわたる分野で重要な役割を担ってきた。

中東

ここ数年、世界の安全保障環境は侵食的な課題に直面してきた。武力行使の増加、軍備管理の規範の形骸化、核兵器使用の敷居の低下、国連安全保障理事会の機能不全、国際法や国際人道法の軽視、そして国連に象徴されるグローバル・ガバナンス体制の弱体化。これらすべてが、キューバ危機以来となる前例のない核をめぐる情勢を生み出している。

こうした状況が最も顕著に表れているのが中東である。同地域では、イスラエルによる未公表かつ査察対象外の核施設や核活動、イランの核活動に対する懸念、そして危機を管理し得る地域安全保障の枠組みの欠如など、核に関連する深刻なリスクが持続している。こうした脆弱性は、査察対象となっているイランの核施設に対する2025年および2026年の攻撃や、報道されている[イスラエルの]ディモナや[UAEの]バラカの核施設に対する攻撃によって、さらに悪化した。核兵器使用の可能性さえも、偽情報が飛び交う「並行世界」やあらゆる当事者による露骨なプロパガンダ作戦において弄ばれる事態となっている。

こうしたリスクや事態は、それぞれが相まって、かつてない懸念を招いている。それが示していることは、地域的な緊張がいかんして直接的な軍事衝突へとエスカレートし、核の安全、核拡散のリスク、核不拡散条約（NPT）、世界の安全保障、さらには経済の安定に対して、極めて広範な影響を及ぼすかということである。

リスクを低減し、誤算を防ぎ、かつ不安定な戦略的環境にある当該地域から大量破壊兵器を排除するための地域的枠組みが緊急に必要であることは明らかである。保障措置の対象となっている施設への攻撃は、法令遵守を確保するIAEAの能力に対する信頼を損なうものである。また、保障措置の対象外である施設や活動の存在は、世

界の核秩序への信頼を揺るがし、放射性物質放出のリスクを高めるとともに、当該地域の安全保障体制の脆弱性を露呈させるものである。

こうした状況を背景に、中東を核兵器のない地域にすることが、単に望ましいというだけでなく、世界的かつ地域的に喫緊の必要事であることが、より一層明らかになっている。

中東における非核兵器地帯の創設という構想は、地域紛争や同盟関係の変動、そして世界的な冷戦下の対立によって核拡散への懸念が高まっていた1970年代後半に浮上した。

1974年、エジプトとイランは、中東における「非核兵器地帯」の創設を求める初の国連総会決議案を提出した。これは、軍拡競争や一方的な軍事的優位性の追求によっては地域の安全保障を達成できないという共通の認識を反映したものであった。この初期の取り組みは、大量破壊兵器の能力による抑止力の追求ではなく、相互の自制、透明性、そして集団的安全保障へのコミットメントこそが地域の安定に不可欠であるという信念に基づいたものであった。

時とともに、このコンセプトは化学兵器や生物兵器をも包含するよう発展した。これは、同地域における化学戦の経験や、包括的な軍縮に向けたより広範な国際的な動きを反映したものであった。

中東非大量破壊兵器地帯（WMDFZ）の実現に向けた政治的機運は、NPTの無期限延長を可能にしたパッケージの不可欠な一部を成す「中東に関する決議」（1995年）の採択によって、さらにその重要性を増した。

同決議は、長年にわたる不均衡や未解決の紛争、そして地域全体に及ぶ検証体制の欠如といった課題に対処するための専用の枠組みを必要とする、中東特有の安全保障環境を認識したものであった。また、大量破壊兵器の

ない中東(WMDFZ)の実現に向けた進展が、核不拡散条約(NPT)の信頼性を高め、世界の不拡散の目標に寄与することも認めた。こうした動きは、核兵器のない地帯の確立に対する国際社会のコミットメントを再確認した2010年NPT再検討会議の中東に関する行動計画によって、さらに推進された。

しかし、同決議の履行に向けた動きは、根強い消極姿勢や政治的分断、さらには地域内の見解があまりに多様であり有意義な準備作業を行うことは不可能だとする主張によって、一貫して阻まれてきた。同時に、核拡散への懸念に対処しようとする国際的な関心は、地域全体を網羅する安全保障の枠組みを構築するよりも、むしろ個別の事例ごとに的を絞って対処するアプローチに向けられてきた。こうした「その場しのぎの対応」は、大量破壊兵器(WMD)をめぐる地域全体の安全保障上の懸念に対処することができずにいる。このアプローチの一環として扱われたのが「イラン核問題」であり、そこには、特定の個別課題を解決すれば、より広範な核拡散の懸念も緩和されるだろうという前提があった。

地域全体にわたる信頼性の高い安全保障の枠組みが欠如しているという根本的な問題に対処するのではなく、基本的に対症療法に過ぎない拡散防止のアプローチを我々がとり続けていることは、依然として不可解と言わざるを得ない。

さらに懸念されるのは、特に現在の世界的な安全保障認識において、こうした「その場しのぎの対応」が、究極の抑止力および安全保障の保証手段としての核兵器やその他の大量破壊兵器の価値を低下させることができずにいるという事実である。拡大核抑止のあり方や、友好国による核拡散・核保有をめぐる議論を見ればそれは明らかであり、これらすべては「核兵器は安全保障の究極の保証手段として有用かつ必要である」という一つの単純な結論へとつながっている。

最終文書への合意に至ることなく1か月にわたる審議を終えたNPT(核不拡散条約)再検討会議の結果とは別に、過去2年間にこの地域で起きた出来事は、中東という地域において紛争の激化を防ぐ上で、場当たりの危機管理や外部による仲裁といった手法は持続性がなく、頼れるものではないことを明白に示している。この地域には、リスクを低減し、時間をかけて信頼を醸成できる、体系的かつ予測可能で、かつ包摂的なプロセスが必要である。政治情勢は依然として困難な状況にあるが、現実的な措置を講じることは可能であり、また喫緊の課題である。他地域での経験が示すように、「非核兵器地帯」の実現に向けた歩みは、包括的な合意から始まるものではない。それは、信頼や透明性を徐々に高め、協力に向けた環境を整えていくような、段階的な措置の積み重ねから始まるものである。

この文脈において、相互に補強し合う一連の要素を整えることは、有意義な交渉に向けた基盤を築く助けとな

り得る。これらの措置は、最終的な結果をあらかじめ決定づけるものではなく、また、各国に対して最初から安全保障上の核心的懸念について妥協を求めるものでもない。その代わりに、目の前の危険を低減し、検証の仕組みを強化し、さらには長らくこの地域に欠けていた対話の窓口を開くための、現実的な道筋を提供するものである。

こうした措置は、地域的な信頼醸成措置、検証・保障措置の強化、そして包摂的な安全保障対話という3つの基本分野を柱とするものであり、具体的には、核関連活動の透明性向上、自発的な情報交換や通報、IAEA包括的保障措置協定の普遍化、原子力安全・セキュリティに関する地域協力、さらには人材育成や緊急事態への備えに関するプロジェクトなどが含まれる。

中東における大量破壊兵器(WMD)のない地帯の構築を推進し、NPT(核不拡散条約)への信頼を回復するためには、核兵器国の関与とリーダーシップが不可欠である。核兵器国の責任は単なる口先だけのものにとどまらない。彼らは、地域の国々に対して法的拘束力のある「消極的安全保障(核兵器による攻撃や威嚇を受けないという保証)」を提供し、政治的な前提条件を伴わない対話を支援するとともに、地域の緊張を高めるような行動を慎まなければならない。

大量破壊兵器のない中東は、現実的かつ必要であり、実現可能な目標である。それは、当該地域のすべての当事者の安全保障上の利益に資するものとなるであろう。

1995年の決議が実施されないままの状態が続いていることは、NPTの信頼性を損なうとともに、地域の安全保障環境をさらに悪化させる恐れがある。この決議が実施されなければ、各国は安全保障上の懸念に対処するための代替手段を模索し続けることになり、核拡散(友好国間か否かを問わず)、誤算、そして紛争のリスクを高めることになる。とりわけ現在は、核抑止や核の共有が、核兵器やそのリスク、さらにはNPT体制が今後も有効であり続けるかをめぐる世界的な議論の中心に再び据えられている時期であるだけに、なおさらその懸念は強まる。

東アジア

さらに東に目を向けても、状況はそれほど改善しているようには見えない。広島と長崎への原爆投下から80年が経過した今もなお、核兵器は核保有国とその同盟国の多くにとって、安全保障政策の核心をなす存在であり続けている。この地域全体において、核軍縮の緊急性について語られることはますます減っており、仮にその言葉が口にされたとしても、それは往々にして、か細く控えめな調子で行われるため、ほとんど聞かれていないか、あるいは、その真意が理解されていない。その結果生じているのは、核兵器の存在を既成事実として受け入れる風潮である。それも、核兵器使用による想像を絶する惨

禍を直接経験したはずのこの地域において、である。その惨禍は、広島平和記念公園においてわずかな断片を目にすることができる。確かに、そこは平和を記念する公園と呼ばれているのであるが、風化は否めない。

こうした「核の常態化」は、米露間の二国間軍備管理体制の崩壊や、世界的な核不拡散体制の深刻な後退(NPT再検討会議の度重なる失敗もその一例に過ぎない)に加え、核兵器国による核兵器の継続保有を容認するだけでなく、同条約から脱退を宣言した朝鮮民主主義共和国のような「非締約国」による保有をも常態化させるという、負の連鎖をさらに加速させるものである。さらに地域の安全保障環境をめぐるのは、核兵器の共有(シェアリン

グ)の信頼性を疑問視する声や、独自の核戦力保有を検討する動きも見られ、懸念が深まっている。

以上が東アジアの現状であるが、核秩序のメルトダウンを回避するための地域安全保障協定の可能性はどこにも見られない。

中東と東アジアは、それぞれ特有のリスクや課題を抱えているが、互いに教訓を与え合うことは可能であるし、実際にそうした相互参照は行われている。しかし、そこで、適切な教訓が引き出されているとは限らない。こうした状況を踏まえ、私は、世界の核秩序の将来展望をめぐり、中東と極東の間で地域間対話を行うことの有益性を提案したい。

(7 ページから)

- [11] Reaching Critical Will, "Let Us Not Await the Ashes", *NPT News in Review*, Vol. 21, No. 9, 23 May 2026. <https://reachingcriticalwill.org/images/documents/Disarmament-fora/npt/NIR2026/NIR21.9.pdf>
- [12] Tariq Rauf, "Ending the Perpetual Menace of Nuclear Weapons", Center for International Policy Studies (CEPI), *Policy Brief* No. 42, October 2023. https://www.cips-cepi.ca/wp-content/uploads/2023/11/Rauq_PB_42.pdf
- [13] Masahiko Asada, "Identification and legal consequences of obligations erga omnes in international law". <https://legal.un.org/ilc/reports/2025/english/annex3.pdf>
- [14] Thalif Deen and IDN, "The Nuclear Arms Control Architecture is Collapsing", November 26, 2023. <https://www.eurasiareview.com/26112023-the-nuclear-arms-control-architecture-is-collapsing-oped/>
- [15] Michael Krepon, A Review of a book by William Walker, "A Perpetual Menace: Nuclear Weapons and International Order", *Arms Control Today*, March 2012. <https://www.armscontrol.org/act/2012-03/building-nuclear-order>

(21 ページから)

別々の事業に見える。しかし、各地の経験を持ち寄ることによって、それらが日米の共同作戦を支える一連の軍事的再編であることが見えてくる。沖西ネットの活動は、南西諸島の要塞化が島々だけの問題ではなく、日本列島全体の問題であることを可視化している。

この連帯には大きな意味がある。国は計画を施設ごと、予算ごと、自治体ごとに細分化して進める。その結果、それぞれの地域の反対は「地元の不安」や NIMBY として孤立させられやすい。これに対して市民のネットワークは、祝園の弾薬庫と宮古島のミサイル基地、健軍の長射程ミサイルと先島の避難計画、各地の特定利用空港・港湾が、同じ戦略の別の部分であることを示す。各地の記録を持ち寄り、国の説明の食い違いや、事前説明と実際の運用との差を確かめることは、細分化された政策を再び一つの政治的争点へ戻す作業である。

市民的抵抗とは、単に基地の門前で抗議することだけではない。情報公開を求め、議会で質問し、住民投票を要求し、空港・港湾の管理者である自治体に判断を求め、国との合意や住民への説明を記録し続けることも含まれる。とりわけ特定利用空港・港湾の多くは自治体が管理しており、その指定には自治体の「理解」が求められる。そこには、住民と自治体が計画への同意を留保し、その是非を地域の政治的争点として議論する余地が残されている。「防衛は国の専管事項」という言葉に対して、住民の生命、土地利用、交通、医療、教育、環境は自治の問題であると主張することである。安全保障の名によって討議の外へ置かれた問題を、生活と自治の言葉で通常政治へ引き戻す営みと言ってよい。

中国の脅威を語るだけでも、抽象的に戦争反対を唱えるだけでも足りない。必要なのは、危険がどのような政策によって作られ、誰に偏って負わされているのかを具体的に明らかにし、軍事的緊張を下げる外交と、住民自身が地域の将来を決める自治を結び直すことである。島民の尊厳とは、安全に避難できることだけではない。自らの島が前線とされる政策に異議を述べ、その前提を拒み、そこに住み続ける未来を選ぶ権利を含むはずである。

特集1 核軍縮・核不拡散の未来

2026 年 NPT 運用検討会議から見える 今後の日本の市民社会の役割



倉光静都香（カーネギー国際平和財団リサーチアナリスト）

（くらみつ・しずか）ジェームズマーティン不拡散研究所（CNS）や国連軍縮研究所（UNIDIR）のインターン、軍備管理協会（ACA）リサーチアシスタントを経て現職。ミドルベリー国際大学院にて修士号（不拡散専攻）を取得。広島県出身。

2026 年の第 11 回 NPT 運用検討会議は、長年核拡散防止条約（NPT）体制を支えてきた三本柱「軍縮・不拡散・原子力の平和利用」が揺らぐ中で開催された。前回（2022 年）、前々回（2015 年）に続き、4 週間にわたる会議は、今回も実質的な成果文書の合意には至らなかった。会議前から多くの人が予測していたように、国際政治の競争的な多極化が進んだことに加え、NPT の核兵器国（N5）を含む核保有国と、非核兵器国との間で起こっている現在進行形の二つの大きな戦争、すなわちロシアのウクライナ侵攻とアメリカ・イスラエルによるイラン攻撃が、会議の議論に大きな影響を与えた。

成果文書の採択に至らなかったこと自体は、今回の会議を評価するうえで重要な事実である。しかし、それをもって会議全体を「失敗」、NPT を「形骸化」と評価することには慎重である必要がある。議長は、成果文書の合意に至らなかった主な理由として、イランの核問題に関する文言に米国とイランの妥協点が見つからなかったこと、と説明した。一方で、最終日の議長の成果文書草案は、イラン問題の他にも多くの問題点を内包しており、今回の成果文書が採択されなかったことに対する評価は専門家の間でも分かれている [1]。また、成果文書の採択は、会議の成否を測る指標の一つにすぎず、今回の運用検討会議では成果文書の採択が叶わなかったとしても、安全保障環境の悪化や軍備管理条約のない現在の状況下で、核兵器国同士が議論し立場を調整する貴重な機会を提供したという観点から、2022 年に比べると前進であったという見方もある [2]。

本稿では、筆者が第 11 回の NPT 運用検討会議を傍聴する中で、今後の日本の市民社会に関わると感じた二つの課題に焦点を当てる。第一は、過去の合意の再解釈の広がりであり、第二は、日本の核政策をめぐる情報戦

が NPT の場に持ち込まれていることである。なお、本稿の「市民社会」とは、核軍縮・不拡散に携わる NGO、研究者、メディア、被爆者、平和団体などの、中央政府以外の主体を指す。

過去の合意をめぐる問題

まず、本稿の「過去の合意」は、NPT そのものに定められた法的な義務のみをさすものではなく、NPT 運用検討会議で採択された成果文書、1995 年、2000 年、2010 年に確認された原則、目標、行動計画など、締約国がコンセンサスを以て積み重ねてきた政治的なコミットメントを含むものを指す。これらは条約上の義務と同一の法的拘束力を持つものではないが、締約国が NPT の三本柱をどのように履行し、今後の運用をどのように進めるべきかについて、締約国間で共有、約束されてきた基準点として重要な役割を果たしてきた。

今回の運用検討会議の交渉では、こうした過去の合意、具体的には、前回合意のあった 2010 年の成果文書の文言について、そのままの形では合意しないと主張する締約国の姿が見られた。成果文書草案では、過去の合意が有効であると確認する記述はあったものの、会期中には複数の締約国が、軍縮義務に関するものだけではなく、不拡散義務に関しても 2010 年に合意したアクションプランの文言では合意できないと主張し、再解釈や削除を求めた。具体的には、アメリカ、フランス、イギリス、ロシア、デンマークは、核兵器の使用がもたらす人道的な影響についての記述について反対し、ブラジルは国際原子力機関（IAEA）の包括的保障措置協定の追加議定書に関する記述の削除を主張（その後軟化）する場面もあった。

核兵器の近代化と増強が進み、そして核兵器使用の

スクが高まる「今だからこそ」軍縮の義務履行を核兵器国に迫る非核兵器国グループ（主に非同盟諸国や新アジェンダ連合）と、「こんな時に」軍縮は前進させるべきではないと抵抗する核兵器国の構図は、決して新しいものではない。しかし、今回の運用検討会議では、核兵器国に限らず非核兵器国も過去の合意についての立場を変える動きを見せ、それらの主張は軍縮の問題のみにとどまらなかった。その背景には、米中露のパワーバランスの変化、各地での安全保障上の核兵器の役割の拡大、核実験禁止・不拡散規範の揺らぎや核使用リスクの高まり、長年軍縮が進まないことへのフラストレーションを含めた NPT 体制への不満がある。

軍縮に積極的な非核兵器国であるメキシコの外務省で軍縮・不拡散コーディネーターを務める María Antonieta Jáquez は、NPT のグランド・バーゲンの構造上、多くの非核兵器国にとって、運用検討会議で成果文書を全会一致で採択することは、核兵器国による軍縮の進展への期待が高まる出来事であると指摘する [3]。また、今になって過去の約束や原則・基準の再解釈が起こったことにより、締約国が歩み寄り、譲歩することが難しくなると指摘する。

今回のように、過去の合意をめぐる後退的な解釈変更の議論が許され、常態化してしまえば、合意や約束の意義は次第に希薄化する。過去の合意を政治的な基準点として尊重できないことは、NPT の運用検討プロセスにとっても、NPT 体制の維持にとってもマイナスとなる。

今回の会議の結果を受け、核兵器国だけではなく、非核兵器国に対しても過去の合意の確認を呼びかける必要性が増した。日本、オーストラリア、ノルウェー、カナダ等の発言に注目すると、2010 年のアクションプランについて言及する回数も多く、過去の合意からの後退的な主張と前進的な主張をする国の間で折衷案を模索している印象を受ける。

NPT に参加する市民社会には、何十年にもわたり、非核兵器国と共に軍縮を進めるという観点から、核兵器国に対して過去の合意の履行を求める政策提言、活動に取り組んできた団体が多い。NPT 体制が危機を迎える今、市民社会には新たに求められている役割がある。それは、今まで通り軍縮への圧力をかけることに加え、締約国に過去の合意の再確認を促すこと、そして、合意が難しい場合には妥協や折衝を模索する国の動きを NPT 体制の維持という観点から注視し、評価することである。

今回、三度目となる実質的な成果文書の不採択を受け、核兵器国による軍縮と非核兵器国の不拡散へのコミットメント、平和利用の権利という、NPT のグランド・バーゲンの政治的均衡が崩れていると考え、自国の不拡散コミットメントについて見直したり、歩み寄ることが難しくなったりしている非核兵器国も出てきている。こうした国々に NPT 体制の維持を働きかけることは、日本の

ように、核兵器国ではない一方、米国の同盟国として拡大核抑止の問題にも深くかかわり、かつ軍縮・不拡散外交に積極的に関与してきた国にとって、大きな後押しになり得る。

日本の核政策をめぐる情報戦

以上は、NPT の運用検討会議プロセスそのものに関わる問題である。これとは別に、今回の会議で日本の市民社会が注目すべきは、中国による対日政策批判と、それをめぐる情報戦である。これは、2022 年の第 10 回運用検討会議、第 11 回の運用検討サイクルの NPT 会合でも表面化していた問題である。

中国は、日本の防衛政策、とりわけ NPT の文脈においては、核を巡る動きに敏感であり、近年、積極的に日本の「再軍備」や「帝国主義の復活」を強調して各所で発信している。NPT の場も例外ではない。今回の運用検討会議では、「日本の核武装問題」というタイトルの作業文書を提出した [4]。作業文書では、日本の防衛三文書改訂に伴う非核三原則の見直しの可能性の示唆、一部の議員や官僚の核兵器保有、核共有、また原子力潜水艦獲得についての発言、そしてプルトニウムの保有を根拠に、IAEA や NPT 締約国に対して、新たに軍備を拡大する日本を警戒するよう促している。

中国側の主張には、日本国内で実際に行われた発言や政策上の議論、報道を根拠としているものもある。しかし、それらが国際的な文脈の中でどのように組み合わせられ、どのような印象を形成するのかについては注意が必要である。普段、日本語のニュースで情報を得ている場合には、それらの中国の主張について、その背景や日本国内での議論を踏まえて、誇張された表現であると判断しやすい。一方、日本語記事の英訳や、英語記事から情報を得る場合には、特定の発言元や前後の文脈が省略された内容、あるいは過度に要約された見出しも存在する。そのため、時間をかけた丁寧な情報収集なしには、事実関係と政治的な評価を区別することが難しくなる。NPT に限らず、多国間外交の場では関係国の数も増えるため、その難易度はさらに高くなる。

ある米国の論文では、日本の核武装への対策として、中国が経済的圧力とこのような情報戦を組み合わせた戦術を展開する可能性を指摘している。高市早苗首相の台湾有事に関する発言を受け、中国が国を挙げて行った印象操作のような手法や、日中友好協会や広島・長崎との姉妹都市提携といった非政府の枠組み、団体を活用して日本の世論に影響を与えるという手法を、中国政府が検討している可能性があるという指摘する [5]。

NPT の会合における情報戦の問題は新しいものではなく、また日中の文脈に限定されない。ロシアのウクライナ侵攻や中国の AUKUS 批判、福島 ALPS 処理水をめぐる批判の件でも同様に、関係国の非難と反論の応酬

がNPTの実質的な議論の時間を圧迫した。今回の運用検討会議でも、中国のそのような主張に対し、日本政府が答弁権を行使する場面が多く見られた。中国側の意図として、日本に答弁権を行使させ、疑惑を否定する確認作業をさせたり、日米同盟への揺さぶり、日本の国際イメージの低下などを狙ったりする可能性も考えられる。

このように、日本の市民社会の主張が文脈を離れた形で恣意的に引用され、中国国内、またはNPTを含めた多国間外交の場で、日本批判の展開や日米同盟関係に影響を与える材料となる可能性は存在する。そのため、日本の市民社会には、丁寧な情報発信を心掛け、事実関係を一次資料に基づいて確認し、誤った引用や事実認識があれば、必要に応じて説得力のある形で粘り強く訂正する発信力が求められる。

これは、市民社会が政府の立場に同調し批判を控えるべきということではない。政府の政策に対する分析や批判を含め、自らの主張の根拠と文脈を明確にし、意図的な切り取りや誤った引用に耐えうる発信を行うことを意識することが重要だという意味である。

おわりに

カナダのジュネーブ軍縮代表部で大使を務めた Paul Mayer は、今回のNPT運用検討会議後にNPTを「ボロボロで傷だらけ」(Battered and Bruised) [6] と呼んだ。NPTがこのような状況にあるからこそ、今後の市民社会には、核兵器国に軍縮を求めるだけでなく、NPT体制の信頼性を支える役割が求められている。それは、市民社会ならではの独立した立場で過去の合意とその意義を記憶し、各国が合意の変更・再解釈を試みる時には、その理由と影響について考えることである。

そしてもう一つ、NPTの議論に情報戦が入り込む今、それらの事情を意識して一次資料に基づいた正確な情報発信をすることである。賛同するかどうかは別にして、米国の拡大核抑止や不拡散政策に関わる日本の複雑な立場を事実関係として把握し、時には国際社会に丁寧に説明する役割の両方が求められる。

NPTの危機を乗り越えるためには、締約国だけでなく、市民社会もまた、NPT運用検討プロセスの信頼性の回復を支える主体として自らの役割を意識して行動する必要がある。

Conference,” May 22, 2026

<https://news.un.org/en/story/2026/05/1167580>

「NPT、5年後の再検討へ信頼性高めよ 秋山信将・一橋大教授」毎日新聞、2026年5月23日

<https://mainichi.jp/articles/20260523/k00/00m/030/196000c>

- [2] Mark Goodman, “The 11th NPT Review Conference ends with a whimper,” The Bulletin of Atomic Scientists, May 27, 2026 <https://thebulletin.org/2026/05/the-11th-npt-review-conference-ends-with-a-whimper/>

Patricia Jaworek, “Three Strikes: Why Giving Up on the NPT Is Not an Option,” Nuclear Threat Initiative, June 3, 2026 <https://www.nti.org/risky-business/three-strikes-why-giving-up-on-the-npt-is-not-an-option/>

Gustavo Zlauvinen, “NPT Conference Shows Path Forward,” Arms Control Today, June 2026 <https://www.armscontrol.org/act/2026-06/features/experts-assess-npt-review-conference>

- [3] María Antonieta Jáquez, “NPT Diplomacy Needs More Emphasis,” Arms Control Today, June 2026

- [4] NPT/CONF/2026/WP.64 <https://docs.un.org/en/NPT/CONF.2026/WP.64>

日本語訳はピースデポ【脱軍備・平和情報モニター】【特集】第11回NPT再検討会議：ワーキングペーパーおよび最終文書案（2026年3月3日～5月24日）参照 <http://www.peacedepot.org/document/%E3%80%90%E8%84%B1%E8%BB%8D%E5%82%99%E3%83%BB%E5%B9%B3%E5%92%8C%E6%83%85%E5%A0%B1%E3%83%A2%E3%83%8B%E3%82%BF%E3%83%BC%E3%80%91%E3%80%90%E7%89%B9%E9%9B%86%E3%80%91%E7%AC%AC11%E5%9B%9Enpt%E5%86%8D/#china-26-4-29>

- [5] Evan Braden Montgomery and Toshi Yoshihara, “Friendly Proliferation and the Future of the Japan-US Alliance,” Washington Quarterly, Volume 49, Issue 2, Summer 2026

- [6] Paul Mayer, “NPT is Battered and Bruised,” Arms Control Today, June 2026

- [1] Mark Goodman, “How the impasse over Iran sank the NPT Review Conference,” July 22, 2026 <https://thebulletin.org/2026/07/how-the-impasse-over-iran-sank-the-npt-review-conference/>

United Nations Press Conference, “Do Hung Viet (NPT) and Izumi Nakamitsu (UNODA), following the closing of the Review Conference of the Parties to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (NPT) - Press

特集1 核軍縮・核不拡散の未来

NPT を救う TPNW

——核軍縮義務の履行という接点



河合公明（長崎大学核兵器廃絶研究センター 副センター長・教授）

（かわい・きみあき）専門は国際人道法。2019 年 10 月まで創価学会平和委員会事務局長等を務めた後、戸田記念国際平和研究所主任研究員を経て 2023 年 4 月より現職。2017 年 7 月の核兵器禁止条約交渉会議には市民社会の一員として参加し、核兵器廃絶日本 NGO 連絡会では事務局を務めた。青山学院大学大学院国際政治経済学研究科修了、国際政治学修士。長崎大学大学院多文化社会学研究科修了、博士（学術）。

はじめに

本年 4 月 27 日から 5 月 22 日まで、ニューヨークの国連本部で 2026 年核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議が開かれた。2015 年と 2022 年に続き、3 回連続で成果文書を採択できなかったことから、NPT 体制に対する信頼の大きな揺らぎが指摘されている。

今回の再検討会議では、ロシアによるウクライナ侵略やイラン核問題を背景とした米国とイスラエルによる武力行使といった、地政学的な対立が議論に影を落とした。また、核軍縮に消極的な核兵器国と核軍縮を求める非核兵器国との間の深い溝も、改めて浮き彫りとなった。核兵器国からは、安全保障環境の悪化を理由に、軍縮は困難な状況下にあるとの声が聞こえてきた [1]。非核兵器国からは、NPT は、核兵器国による核兵器の無期限保有を事実上容認する制度となりかねないとの批判が聞こえてきた [2]。

ただし、「成果文書が採択されなかった」という事実と、「何がどう議論されたか」という事実は分けて考える必要がある。核軍縮を求める見地からは、成果文書の最終案 [3] には見落とすべきでない記述がある。

第一に、NPT における「過去の再検討会議の公約（the commitments from past Review Conferences）」が、「引き続き有効（remain valid）」[4] とされていた。過去の合意には、2000 年再検討会議で合意された核兵器の「全面廃絶（the total elimination）」に向けた核兵器国の「明確な約束（an unequivocal undertaking）」も含まれる [5]。

第二に、次回の再検討会議において、核兵器国が核軍縮の取り組みを報告し、対面で議論する場を設けることを「決定（decide）」[6] するとの文言があった。第三に、本年 11 月末から開催の核兵器禁止条約（TPNW）第 1 回再検討会議への言及があり [7]、この言及は NPT と TPNW の架け橋になり得るものであった。第二と第三の点は、非核兵器国による核軍縮義務の履行という観点から本稿が中心的に検討する対象であり、第一の点はそ

の前提をなす。

危機に直面する NPT にとって、信頼性回復の手がかりはどこに求めることができるか。2025 年 4 月、今回の NPT 再検討会議に向けた第 3 回準備委員会に出席した岩屋外務大臣（当時）は、「我々 NPT 締約国としても、NPT の原点に立ち返り、一致点を見いだしていこうではありませんか」と述べた [8]。本稿は、履行の停滞がとりわけ指摘される核軍縮義務に焦点を当て、条約の条文を再確認することから、この問いを検討する。

NPT における核兵器国と非核兵器国

そもそも NPT は、誰の安全保障上の懸念に応える制度であろうか。NPT が交渉により成立した多国間条約である事実を踏まえれば、NPT は、核兵器国のみならず非核兵器国の安全保障上の懸念、換言すれば、全ての締約国の「共通の利益」に応える制度だったはずである [9]。一部の国の利益だけが重視されれば、多国間条約はその信頼性を維持できない。共通の利益の核心の一つは、核兵器を拡散させないことである。それが核兵器不拡散条約たる所以である。

核兵器の廃絶という目標は不拡散なくして成立しない。拡散が進めば廃絶すべき核兵器自体が増え、検証も信頼構築も困難になる。他方、不拡散もまた軍縮なくしては持続し得ない。軍縮への進展が示されなければ、なぜ不拡散という枠組みの構築に各国が協力したのかという前提が脅かされる。こうした相互依存関係を前提に、核兵器国と非核兵器国は、核不拡散と核軍縮を多国間の法制度によって実現することを試みた。

ここで、核兵器国と非核兵器国が何を意味するかについて、条文を確認する。第 9 条 3 項は核兵器国のみを明示的に定義し、非核兵器国はその反対解釈によって画定される地位である。同項は「1967 年 1 月 1 日以前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた」事実に基づき核兵器国を定義する分類規定であり、核兵器

国に核兵器の保有を権利として付与する規定ではない。

核兵器国と非核兵器国に対して、第1条では核兵器国による核兵器など「移譲」の禁止と、第2条では非核兵器国による「受領」「製造」「取得」の禁止という、鏡像的に対をなす不拡散義務が課せられている。第6条の軍縮義務は、「各締約国」に課されている。核兵器を現に保有する核兵器国が、核軍縮の実現に向けた中心的な責任を負うことはいふまでもない。しかし、規定上、第6条の名宛人には非核兵器国も含まれている。これが、原点に立ち返ったときに見えてくる条約本来の構造である。

以上のような条文構造が示すのは、核軍縮の義務を負うのは核兵器国だけではなく、非核兵器国もその履行主体であるということである。ここから、非核兵器国が第6条の履行に関してどのような責任を負い、どのような役割を果たせるかという問いが生まれてくる。

核依存の非核兵器国は、NPT上の非核兵器国として第2条の不拡散義務を課されている一方で、安全保障政策において核抑止に依存している。そのため、「核共有」および拡大核抑止への依存の強化は、第6条の義務との整合性が問われ得る。このことは、核依存の非核兵器国が第6条のもとで負う責任を問う必要性を示している。特に「核共有」は、不拡散義務と核軍縮義務の双方との整合性が問われる事例である。

非核依存の非核兵器国については、第6条の履行にどのように貢献できるかが問われ得る。核兵器使用の人道上および環境上の影響に関する科学的知見を根拠に、TPNWを多国間条約として成立させた事実は、第6条の履行を試みる努力として位置づけられる。実際、TPNW前文は、法的拘束力のある核兵器禁止を核兵器廃絶への重要な貢献と位置づけ、核軍縮交渉義務とNPTの完全かつ効果的な履行を再確認している[10]。

非核兵器国による核軍縮義務の履行

先に指摘したように、今回のNPT成果文書の最終案には、TPNW第1回再検討会議への言及が最後まで残っていた。また、核被害者援助や環境修復を求める声を認識する記述も維持されていた。もっとも、NPTとTPNWは別の条約であり、TPNWへの参加やTPNW上の義務の履行が、それだけでNPT上の義務の履行を意味するわけではないとの議論は十分に考えられる。確かに、これらの言及が残ったことは、両条約の関連性についての積極的な認識があったことまでは意味しない。しかし、TPNWへの言及が最終案から排除されなかった以上、その限りで両条約の接続を模索する余地は閉ざされてはいない。

以上の議論から、TPNW再検討会議に関わる二つの戦略的な取り組みが導かれる。

第一に、成果文書の最終案に盛り込まれていた核兵器国による報告や対面討議と、TPNW再検討会議における議論を意識的に接続することである。TPNW諸国は、

NPT上の核軍縮義務の履行状況を独自の観点から評価し、その成果をNPTの次回プロセスに向けた参照材料として提示することができる。

第二に、同再検討会議において、TPNWを通じた核軍縮の推進をNPT第6条の義務の履行として位置づける言説を一層強化し、それを一般に普及することである。

第6条が「各締約国」を名宛人とする以上、これら二つの取り組みは、核兵器国からの「TPNWはNPTを弱体化させる」という主張に対し、TPNWがNPTの信頼性回復に寄与するとの応答となり得る。

NPT上の核軍縮義務の履行を担う非核兵器国の中で、日本は特別な位置にある。日本は、戦争被爆国でありながら、米国の提供する拡大核抑止に依存する安全保障政策を採用している。日本は、NPTが「国際的な核軍縮・不拡散体制の礎石」であるとしてきたが[11]、今回の再検討会議で、日本政府は自国を「NPTの守護者」として改めて位置づける発言を行った[12]。守護者という自己認識には、単にNPTの維持を訴えるだけでなく、NPTの原点への回帰を自ら主導する責任が伴うはずである。

日本は核依存の非核兵器国である。日本がNPTの守護者を自任するのであれば、その責任は、核兵器の役割低減に向けた自国の姿勢を具体的に示し、核依存を低減する政策的方向性を打ち出すことによってこそ果たされる。それは、他の締約国からの信頼を得るための前提条件でもある。単に核兵器国と非核兵器国の橋渡し役を演じるだけでは、守護者の名に値する貢献とは言えない。まして、「国是」とされる非核三原則を見直すようなことがあれば、NPTの守護者としての立場との整合性が問われることは疑いない。

おわりに

核不拡散なくして核軍縮はなく、核軍縮なくして核不拡散体制は持続し得ない。NPTにおけるこの相互依存的な構造を前提とすれば、相対的に強い立場にある核兵器国が非核兵器国の安全保障上の懸念を正面から受け止めることには、道義的な要請だけでなく、戦略的な合理性がある。

強者が自らの立場を一方向的に押し通した結果、長期的にその覇権的地位そのものを失った古典的な事例は、歴史にも見ることができる。核兵器国が自らの軍縮義務の履行を曖昧にしながら、非核兵器国には不拡散義務の維持を求める構図は、「メロス島の対話」[13]におけるアテネの論理と重なって見える。核兵器国にとっても、NPT体制の求心力の低下は、自国の利益を損なう結果につながりかねない。

核軍縮に逆風が吹く国際情勢にあるからこそ、NPTとTPNWの双方の再検討プロセスが交差する本年は、核兵器のない世界に向けた議論を前進させる稀有な機会

(18ページへ)

特集1 核軍縮・核不拡散の未来

北朝鮮は NPT の課題であり続ける



梅林宏道 (ピースデポ特別顧問)

(うめばやし・ひろみち) 1937 年、兵庫県生まれ。1965 年、東京大学数物系大学院博士課程修了、工学博士。大学教員を辞し、反戦・平和、日韓民衆連帯などフリーの市民活動・研究に専念。ピースデポの創設に尽力し現在は特別顧問。

南北代表の発言

第 11 回核不拡散条約 (NPT) 再検討会議が冒頭の一
般討論を終えて第 2 週目に入って間もなく、朝鮮民主
主義人民共和国 (DPRK、北朝鮮) の国連代表・金星^{キム ソン}が
報道声明を発表した (2026 年 5 月 7 日) [1]。もちろん、
NPT 条約から脱退した DPRK であるから、これは会議
の外からの発言である。

直接的には、フランスが主導して毎回の会議で出され
てきた共同声明「北朝鮮の核問題に対処する」が、同じ
日に発せられたことに對抗したものであろう。しかし、
この声明に限らず、今年初めて日米韓が共同の作業文書
を出したことを含め、多くの国の代表が、DPRK をイラン
と並ぶ不拡散問題への難題をもたらしている国として、
また長く続いた核実験モラトリアムを破り、核兵器
を保有するに至った国として、会議の中で問題にした。
金星は声明の中で、それらに対して米国と西側諸国を批判
しながら次のように述べた。

「私は、米国を含む特定の国々の山賊のような恥知らず
の行動を、最も強い論調で非難し拒絶する。彼らは、法的
手順を経て独立国家に与えられた自衛権の行使によって
核兵器を保有するに至った、現実的で正当な DPRK の行為
を問題にしている。」

DPRK がこのように主張する背景には、声明の別の場
所に述べているように「NPT 第 10 条に従って、条約脱退
の権利を透明性をもって行使した」という自国の現状
に対する自負に似た認識がある。

一方、再検討会議における韓国代表・鄭然斗^{チョン ヨンドゥ}外交戦略
情報本部長の冒頭演説は的確に論点を指摘した内容であ
った。すなわち、NPT 第 6 条に定められた核兵器国の
核軍縮義務と前回再検討会議の直前に出された (会議
は 8 月に延期された) 2022 年 1 月の P5 首脳宣言「核
戦争に勝者はなく、決して戦ってはならない」を想起し、
さらに 2010 年 NPT 再検討会議で同意した「行動計画」
[2]を確認したのち、次のように述べた。

「私は DPRK の核・弾道ミサイル計画に改めて注目し
なければならない。DPRK は、NPT 体制の恩恵を受けて
いたが脱退を宣言し、公然と核兵器の開発を続け、その

ため不拡散体制に対するもっとも差し迫った課題であり
続けている唯一の事例である。」 [3]

条約上の地位

ここで、DPRK と NPT の関係について、経過と現状
を簡単に整理しておく。

よく知られているように、北朝鮮は 1985 年 12 月
12 日に NPT に加盟したが、2 度にわたって NPT 脱退
を表明し今日に至っている。しかし、脱退が法的に有効
かどうかについて、現在においても明確ではない。

すべての NPT 加盟の非核兵器国は、国際原子力機関
(IAEA) との包括的な保障措置協定を結ばなければなら
ないことが条約で定められている。DPRK は規定の期限
よりも大幅に遅れて 1992 年 4 月 10 日に保障措置協定
が発効した。しかし、協定に定められた核物質や核施設
に関する初期申告の内容を検証するための査察をめぐっ
て、DPRK と IAEA は対立した。その結果、1993 年 3
月 12 日、DPRK は脱退要件である「異常な事態」と「国
家至高の利益の危険」を理由に条約からの脱退を宣言し
た。この時、DPRK は脱退通告を国連安保理に対しては
行ったが、全 NPT 加盟国へはしておらず、第 10 条に
定められた手続きに完全には則っていなかった。この点、
冒頭に述べた金星の「脱退の権利を透明性をもって行使
した」という言い分には異論が残る結果となった。

脱退は、通告以後 3 か月後に有効になるという定め
であるため、脱退を思い止まらせるために緊急の米朝協
議が繰り返され、期限ぎりぎりの 1993 年 6 月 11 日、
「米国は DPRK に対して核兵器を含む武力による威嚇や
行使を行わないと保証する」という安全の保証を含む 3
項目の原則に合意した。それをもって北朝鮮は「脱退が
発効することを自主的に停止」と述べて、脱退はひと
まず回避された [4]。

しかし、1994 年の米朝枠組み合意、それに基づく
朝鮮半島エネルギー開発機構 (KEDO) の実施の過程
における米国の意図的な履行放棄によって、北朝鮮は、
2003 年 1 月 10 日、「1993 年に一時的に停止していた
NPT 脱退を即時に発効させる」と主張し 2 度目の脱退

宣言を行った。

2度目の宣言から数か月後、2005年NPT再検討会議に向けた第2回準備委員会(2003年4月28日)が開催された。その冒頭において、議長であったハンガリーのモルナー大使は、会議におけるDPRKの扱いについて次のように発言した。

「私は(会議の準備のために条約締約国と)協議を行ったが、NPTにおけるDPRKの地位について見解が分かれていることが明らかになった。…」

議長自身の責任において、この問題に関する討論を行わず、当該国(訳者注：DPRKのこと)の名札を議長が管理する、というのが議長の意向である。…」[5]

これを準備委員会は了承した。会議の最終報告書に「議長の事実要約」が添付されているが、そこにはDPRKの条約上の扱いについて、上記の議長の冒頭発言が受け容れられたことを、次のように記述している。

「準備委員会は、DPRKの条約上の地位に関する締約国の見解に関して、最初の会合における議長発言に留意した。」[6]

つまり、DPRKの条約における地位の問題は、実りのない議論を生むと判断をして、締約国は棚上げにすることにしたのである。

翌年(2004年)の第3回準備委員会においても、議長は同じ扱いを踏襲し、それを2005年再検討会議に報告した[7]。

2005年再検討会議は、準備委員会の議論を記録として残すとともに、ドゥアルテ議長(ブラジル)が改めて議長判断によって棚上げを再確認した[8]。

状況はそれ以後も変わっていない。基本的には、2003年1月10日の脱退宣言が棚上げされたまま、23年後の今日に至っている。NPT条約の事務局を務める国連軍縮局のウェブサイトに掲載されたデータベースには、今日、次のような注記が掲載されている。

「2003年1月10日、DPRKは公的な声明において条約からの脱退を表明した。条約締約国(複数)は、条約におけるDPRKの地位について今日においてもさまざまな異なる見解を表明し続けている。」[9]

2026年NPT再検討会議のための3回の準備委員会において提出された締約国間の財政分担予定表には、一貫してDPRKも締約国として記載されており、「DPRKの加盟国としての地位は不明確である」という注記が加えられている[10]。さらには、2026年再検討会議本会議に対して準備委員会から提出された財政分担予定表においても、加盟国リストにDPRKが含まれ、同じ注記がされている[11]。つまり、今日においても、条約上の地位は定まっていない。

脱退問題と非核化問題

脱退以来、NPT締約国におけるDPRKへの関心は、核武装するに至ったDPRKの非核化問題と脱退問題の2

つであった。2026年再検討会議も例外ではなかった。フランス主導の共同声明「北朝鮮の核問題に対処する」がそれを象徴している。

この声明は、2017年5月、2020年NPT再検討会議(実際にはコロナ禍によって2022年8月に開催された)への第1回準備委員会において初めて登場し、その後毎回のNPT会議に提出されてきたから今回が8回目となる。

フランスが2017年5月という時期に当該声明のイニシャチブを発揮した理由には2つの契機がかかわっている。1つは、2016年にDPRKが2度の核実験をするなど北朝鮮の核開発がNPT体制の喫緊の課題として登場したこと、もう1つは、2017年5月にマクロン大統領が史上最年少の39歳で大統領に就任し、フランスが政治の転機を迎える中でNPTが格好の新政策を打ち出す場となったことである。最初の提案は韓国との共同提案であった。2017年の共同声明には62か国が参加した[12]。

2018年4月23日、マクロン政権が本格的に取り組んだ初めてのNPT会議といえる第2回準備委員会において、フランス代表は一般討論でDPRKが2017年に行った本格的な水爆実験を非難するとともに、2018年に始まった朝鮮半島非核化の動きを評価し、それをNPT再検討会議で継続して最優先事項とする必要があると訴えた[13]。

2026年の共同声明には82か国とEUが参加したが、その内容は、DPRKのウラン濃縮、プルトニウム抽出の再処理、指数関数的に核兵器を増強するとの金正恩発言などを批判し、「我々はDPRKが方針を転換し、すべての核兵器・弾道ミサイル・関連する計画を完全に廃棄するために具体的な措置をとり、関連する国連安保理決議にしたがって関連活動をすべて直ちに中止することを要求する」と述べた。

共同声明はまた、脱退問題に関して、「我々はDPRKが早期にNPTとIAEA保障措置に復帰し、完全に順守するという目的に、ゆるぎなくコミットしていることを再確認する」と述べている。

問題解決へのビジョンの不在

このように、共同声明はDPRKの現状を批判し、NPTへの復帰を要求するという原則的立場を繰り返して明確にし、「DPRKがNPT上の核兵器国の地位を得ることはありえない」というこれまでの結論を再確認している。日本も韓国も宣言に加わっている。しかし、問題解決の糸口を描いていない。結果として、「DPRKの核兵器計画の問題を支持、容認、そして／あるいは『済んだ話』と述べる国々の言動を憂慮している」と、宣言自身が触れているように、国際社会はこの問題を解決する見通しを立てることができないでいる。

最終報告書によると、2026年再検討会議に実際に参

加した国は 148 개국であった [14] から、宣言に参加したのは参加国の 55% に留まっている。

求められているのは、非難と原則を再確認するだけではない提案、問題解決への中期的ビジョンをもった提案であろう。私たちは、日本と韓国が米国の核兵器への依存をなくし、朝鮮半島と日本を含む北東アジア非核兵器地帯を提案することが、現状を打開して新しい状況を生む可能性を生むと主張してきた。

韓国の李在明大統領は昨年の国連総会演説で、対北政策について交流 (Exchange)、関係正常化 (Normalization)、非核化 (Denuclearization) の 3 段階の END 政策を打ち出し [15]、今回の NPT 再検討会議では、韓国代表が非核化問題について「対話と交渉による現状凍結」、「中期的な削減」、「最終的な解体」という 3 段階を打ち出している [16]。このような李在明政権の考え方は、非核兵器地帯構想と親和性が高いであろう。

[1] 朝鮮中央通信、2026 年 5 月 7 日

[2] 行動計画の全訳は、ピースデポ発行の冊子となり、PDF 版がウェブサイトに掲載されている。

<http://www.peacedepot.org/wp-content/uploads/2021/11/2010.book.pdf>

[3] 鄭然斗・韓国外交戦略情報本部長の冒頭演説。2026 年 4

月 27 日。

[4] この経緯については梅林宏道「北朝鮮の核兵器—世界を映す鏡」(高文研、2021 年) pp53-58 に詳しい。

[5] NPT/CONF.2005/PC.II/SR.1、第 9 節

[6] NPT/CONF.2005/PC.II/50、Annex II、第 28 節

[7] NPT/CONF.2005/PC.III/SR.1、第 9 節

[8] NPT/CONF.2005/1、第 11 節。また、NPT/CONF.2005/57 (Part III)、9 ページ、第 38 節。

[9] 「NPT 条約に関する申告、声明、保留、注記」、国連軍縮局ウェブサイト。

https://treaties.unoda.org/t/npt/declarations/PRK_moscow_ACC

[10] NPT/CONF.2026/PC.I/5 (2023 年 7 月 24)

NPT/CONF.2026/PC. II /6 (2024 年 7 月 22 日)

NPT/CONF.2026/PC. III /7 (2025 年 5 月 7)

[11] NPT/CONF.2026/1 (2025 年 5 月 9 日)、38 ページ

[12] NPT/CONF.2020/PC.I/13

[13] フランス代表 Ms Alice Guitton による一般討論。2018 年 4 月 23 日。

[14] 最終的な費用分担表による。NPT/CONF.2026/50

[15] 国連総会における李在明大統領の一般演説。2025 年 9 月 23 日。『ピース・アルマナック 2026』137 ページに抜粋訳がある。

[16] 注 3 と同じ。

(15 ページから)

である。この機会をどう活かすかは、核兵器国と非核兵器国の双方に問われる問題である。とりわけ非核兵器国について言えば、非核依存と核依存の非核兵器国の双方に、NPT の信頼性回復のための貢献の道が開かれている。

※本稿は筆者個人の見解であり、所属組織の見解を代表するものではない。

[1] 例えば、以下を参照。United Kingdom, General Debate Statement, 27 April 2026; Russian Federation, General Debate Statement, 29 April 2026; United States, Main Committee I Statement, 1 May 2026.

[2] 例えば、以下を参照。New Agenda Coalition, General Debate Statement, 27 April 2026; Indonesia on behalf of the Non-Aligned Movement, Main Committee I Statement, 30 April 2026.

[3] NPT/CONF.2026/CRP.2/Rev.4.

[4] 同上、前文パラ v。

[5] NPT/CONF.2000/28 (Parts I and II), Part I, para. 15(6).

[6] 前掲注 3、パラ 42。

[7] 同上、パラ 12。

[8] 2026 年 NPT 再検討会議に向けた第 3 回準備委員会における岩屋外務大臣による一般討論演説 (2025 年 4 月 28 日)。

[9] NPT 前文パラ 1 には、「核戦争が全人類に惨害をもたらすものであり、したがって、このような戦争の危険を回避するためにあらゆる努力を払い」との記述がある。また、NPT の交渉開始を求める国連総会決議には、「核兵器の拡散がすべての国の安全を脅かし、かつ、効果的な国際管理の下での全面的かつ完全な軍縮の達成を一層困難にするものと確信し」との記述と、「条約は、核保有国と非核保有国の相互の責任及び義務の、受け入れ可能な均衡を体现すべきである」との記述がある。A/RES/2028(XX), adopted 19 November 1965, p. 7-8.

[10] TPNW 前文パラ 15-18。

[11] 例えば、以下を参照。「第 11 回核兵器不拡散条約 (NPT) 運用検討会議について (外務大臣談話)」(2026 年 5 月 23 日)。

[12] 「第 11 回 NPT 運用検討会議における国光外務副大臣による一般討論演説」(2026 年 4 月 28 日)。

[13] 古代ギリシャの歴史家ツキディデス『戦史』の「メロス島の対話」で、強国アテネは中立国メロスに服従か滅亡かを迫り、強者は自分のできることをし、弱者は受け入れなければならないことを受け入れる、との趣旨を述べた。服従を拒んだメロスを滅ぼしたアテネは、その後のシチリア遠征で壊滅的な敗北を喫し、最終的に覇権を失った。強者が力の論理を一方的に押し通すことが、長期的には自国の利益を損なう危険を示唆する古典的な事例である。



2026 年版防衛白書に掲載された、九州・南西地域で 2016 年以降に編成された主要部隊を示した地図

特集 2

南西諸島・九州の要塞化 ——「日米一体化」と市民的抵抗

「改憲」を掲げて誕生した高市政権は、軍事費大幅引き上げ、長射程ミサイル配備、殺傷武器輸出解禁、「スパイ防止法」制定に向けた国家情報会議設置など、矢継ぎ早に軍拡政策を打ち出した。こうした政策と一体的に進められてきたのが、南西諸島・九州の軍事化・要塞化である。これらの動きは、オバマ政権期、中東における戦争の泥沼化を背景として米中のパワーバランスが次第に変化し始めた時代の一つの起点を持つ。米国の覇権衰退がじわじわと進む中、日本の復古主義的ナショナリズムは、米国にとって重要な戦略的資産として機能するようになり、日本の平和主義は、長い後退戦を強いられ続けてきた。

現在、この少なくとも四半世紀におよぶプロセスは行き着くところまで行き着きつつあるようにも見える。米中覇権の狭間に立つ日本は、自らの、そして人類の生き残りのため、グローバルかつインクルーシブな視点から未来を見据えた外交努力を行うべきであるにもかかわらず、旧態依然とした冷戦思考・日米安保絶対視の枠組みに捉われ続けている。では、新しい道はどこにあるのか？

本特集では、南西諸島・九州における軍事化の動きに対し、草の根の抵抗の取り組みを長年続けてこられた3人の論者／アクティビストが、それぞれの視点から私たちが直面している政治・社会状況と市民運動の現状を分析し、未来への提言を示します。(編集部)

特集2 南西諸島・九州の要塞化

沖縄・南西諸島の軍事化



池尾靖志（立命館大学非常勤講師）

立命館大学非常勤講師。平和学、国際関係論専攻。編著に『南西諸島の軍事化』（地平社）、『平和学をつくる』（晃洋書房）、『自治体の平和力』（岩波書店）、共著に『地域から平和をきづく』（晃洋書房）、『日本から発信する平和学』『教養としてのジェンダーと平和Ⅱ』（法律文化社）などがある。

「空白」を埋めるという発想

沖縄・南西諸島の軍事化は、ある日突然始まったのではない。その政策的な起点の一つは、民主党政権下の2010年に決定された「防衛計画の大綱」にある。同大綱は、従来の「基盤的防衛力構想」から「動的防衛力」へと転換し、警戒監視活動の常続化と部隊の機動運用を重視した。とりわけ「自衛隊配備の空白地域」とされた南西地域の島嶼部に、沿岸監視部隊や初動を担う部隊を置く方針が示された。「空白」という言葉は、そこに人びとの暮らしや自治が存在することを消し、軍事的に埋めるべき空間として島々を捉える言葉でもあった。

その後、2013年、18年の大綱を経て、配備は具体化する。2016年に与那国島へ沿岸監視隊、2019年に奄美大島と宮古島へ警備部隊と地対艦・地対空ミサイル部隊、2023年には石垣島へ同種の部隊が置かれた。2024年には沖縄本島の勝連分屯地に、九州・南西地域の地対艦ミサイル部隊を束ねる第7地対艦ミサイル連隊が新編された。与那国島でも、当初住民に示された約150人規模の沿岸監視隊から、電子戦部隊やミサイル部隊を含む増強へと計画が拡大している。

この過程には共通した特徴がある。配備の全体像を一度に示して住民の判断を仰ぐのではなく、「監視」「警備」「災害対応」など小さな単位に分け、いったん受け入れられれば、その同意を次の増強にも流用することである。石垣島では、有権者の三分の一を超える署名が集まったにもかかわらず、駐屯地配備の是非を問う住民投票は実現しなかった。宮古島では、駐屯地開設後に弾薬の保管が明らかになり、市長が「聞いていない」と抗議した。基地建設は、住民の明示的な同意よりも、決定を細分化し、既成事実を積み上げる行政過程として進んできたのである。

米国の対中戦略と日米の一体化

南西諸島への部隊配置は、日本だけの事情で理解することはできない。米国は、中国の接近阻止・領域拒否(A2/AD)能力の向上によって、大規模で固定的な基地や艦

艇が攻撃を受けやすくなったとの認識から、海兵隊の作戦構想を転換してきた。その中心がEABO（遠征前進基地作戦）である。これは、海兵隊を小規模な部隊に分散させ、係争下または係争が予想される海域内の島々や沿岸部に、一時的な拠点を設け、対艦ミサイル、センサー、無人機などを運用する構想である。部隊は敵の探知・攻撃圏内で移動を繰り返しながら、海域への接近を妨げ、米海空軍の作戦を支える。

ここで第一列島線——九州・沖縄から台湾、フィリピンへ連なる島々——は、米中対立の最前線として位置づけられる。しばしば「第一列島線の死守」と表現されるが、より正確には、中国海空軍の西太平洋への進出を抑え、米軍の海洋優勢を維持するための作戦線である。そこでは島は住民の生活空間である前に、ミサイルとセンサーを置く「地形」として見られる。

自衛隊の南西シフトは、この米軍構想と接合している。日米共同訓練では、自衛隊の地対艦ミサイル部隊と米海兵隊の部隊が、分散展開、共同指揮、目標情報の共有、補給などを繰り返し確認してきた。2022年末の安保三文書は、長射程ミサイルによって相手国領域内のミサイル基地などを攻撃する「反撃能力」の保有を決め、日米の役割分担は、米軍を自衛隊が後方支援する関係から、双方が一つの戦域で攻撃作戦を担う関係へと変わりつつある。

もちろん、中国の軍事力増強や台湾への軍事的圧力を軽視することはできない。しかし、脅威が存在することと、現在の政策だけが唯一の合理的な対応であることは同じではない。軍事的な対抗措置の連鎖は、相手のさらなる軍備増強を招く。抑止の名による配備が島々を攻撃目標に近づけ、住民に避難を迫るなら、「何を守るための防衛なのか」が問われなければならない。

六日間で12万人を運び出す計画

基地配備と並行して進むのが、先島諸島からの島外避難計画である。政府が2025年3月に公表した初期計画では、宮古島市、石垣市、竹富町、与那国町、多良間

村の住民約11万人に観光客約1万人を加えた約12万人を、武力攻撃予測事態の認定後、六日間程度で九州・山口八県へ避難させる。一日約2万人を民間航空機と船舶で輸送する計算である。国、沖縄県、五市町村、運送事業者、九州・山口各県などによる図上訓練も重ねられている。さらに、2024年9月には新石垣空港で、2025年11月には宮古空港で、住民を空港まで誘導し、受付や保安検査を経て搭乗口へ移動させる「実地確認」が行われた。宮古空港での実地確認は定期便の運航が終了した夜間に実施され、市職員ら約100人が避難者役となって動線や所要時間を確認した。計画は紙の上から現場へ移り始めたのである。しかし、定期便の運航が終了し、通常の利用者がほとんどいない空港での確認と、多数の住民や観光客が同時に移動し、通常便の運航とも重なる切迫時の避難とでは、条件が大きく異なる。

だが、六日間で12万人という数字の内側には、一人ひとりの生活がある。牛を飼う人、サトウキビを育てる人、透析や介護を必要とする人、島の学校に通う子ども、御嶽や先祖の墓を守る人がある。民間機と船舶を平時の二倍以上確保できるのか。攻撃の危険が迫るなかで空港や港湾が使用できるのか。避難が数週間、数か月に及んだ場合、住居、就学、医療、介護、雇用を誰が保障するのか。そしていつ、どのような条件で帰還できるのか。これらはなお明らかではない。

政府は「予測事態」と「武力攻撃の発生」を法的には区別する。しかし相手国から見れば、日本が12万人規模の避難を開始し、自衛隊が長射程ミサイルを展開し、米軍との共同態勢を強める段階は、戦争準備の最終局面に見える可能性がある。逆に政府にとっても、社会と経済を停止させる大規模避難を、危機がまだ遠い段階で決断することは難しい。避難を決断できるほど危機が明白になったとき、空港と港湾を安全に使える時間が残っているのか。現代のミサイル戦では、予測、避難、攻撃という段階がきわめて短い時間に圧縮される。

島外避難には、攻撃前に実施できれば人命を救う意味がある。避難時の健康と尊厳を保障する制度も必要である。しかし計画には別の面もある。住民がいなくなれば、自衛隊は島を作戦空間として使いやすくなる。避難計画は住民保護であると同時に、戦域となる島から民間人をあらかじめ移動させる軍事上の条件整備にもなりうる。だから問うべきは、避難の手順だけではない。なぜ住民が故郷を離れなければならない事態が作られているのか、その前提にある配備と外交を同時に問う必要がある。

「前線」は全国へ広がる

南西諸島で始まった変化は、すでに全国へ広がっている。2026年3月31日、熊本市の陸上自衛隊健軍駐屯地に25式地对艦誘導弾、静岡県富士駐屯地に25式高速滑空弾が、国産スタンド・オフ・ミサイルとして初

めて部隊配備された。政府は、これらを相手の脅威圏外から対処する装備と説明するが、安保三文書の下では反撃能力の手段ともなる。射程の長いミサイルを運用する司令部、発射部隊、通信網、補給拠点は、南西諸島だけでなく九州から本州へつながっていく。

その持続的な運用を支えるのが弾薬庫である。政府は「継戦能力」の確保を掲げ、2024年末時点で全国12施設57棟の火薬庫新設を決定している。青森県の海上自衛隊大湊地区、陸上自衛隊大分分屯地、京都府の陸上自衛隊祝園分屯地など、全国各地で建設・増設が進む。祝園では大型火薬庫八棟の新設工事が始まり、住宅地に近い施設の安全性や、1960年に地元と防衛当局が交わした確認書との整合性が問われている。

ここに、現在の軍事化の特徴がよく現れている。基地、長射程ミサイル、弾薬庫、空港・港湾の軍事利用、住民避難は別々の政策に見える。しかし実際には、探知し、標的情報を共有し、攻撃し、補給し、住民を移動させながら戦闘を継続する一つの態勢を構成している。沖縄の要塞化は沖縄だけの問題ではない。日本列島全体が、日米の共同作戦を支える兵站・攻撃・避難の網へ組み替えられているのである。

島と地域をつなぐ市民的抵抗

同時に、抵抗もまた地域を越えてつながってきた。与那国、宮古、石垣、沖縄本島、奄美、馬毛島では、それぞれの地域に根ざした運動が、基地建設やミサイル部隊の配備、弾薬庫の設置を問い続けてきた。島ごとに置かれた状況や運動の経緯は異なるが、現地を訪ね、集会に参加し、情報や経験を共有するなかで、島々を結ぶ連帯が培われてきたのである。

近年、その動きは沖縄・南西諸島を越え、九州から中国、近畿へと広がっている。熊本・健軍への長射程ミサイル配備、佐賀空港へのオスプレイ配備、大分や京都・祝園での弾薬庫建設、広島・呉の軍事拠点化、山口・岩国や京都・京丹後における基地の強化、神戸港などの軍事利用に対し、各地で住民が声を上げている。さらに、政府が進める「特定利用空港・港湾」の指定に対しても、民間の空港や港湾を軍事利用の網に組み込ませてはならないとして、指定の受け入れに反対し、自治体に慎重な判断や住民への説明を求める運動が各地で立ち上がっている。

こうした地域の当事者を結ぶ一つの形が、「戦争止めよう！沖縄・西日本ネットワーク」(沖西ネット)である。沖西ネットは、各地で個別に進められてきた計画の一つの軍事態勢として捉え、現地報告や共同声明、集会を重ねるとともに、防衛省などとの政府交渉にも共同で臨んできた。ミサイル配備、弾薬庫、基地の新設・強化、特定利用空港・港湾、日米共同訓練は、異なる地域で進む

(10 ページへ)

特集2 南西諸島・九州の要塞化

私が平和運動を続ける理由

——熊本から考える白旗外交と憲法 9 条の可能性



海北由希子

(平和を求め軍拡を許さない女たちの会熊本・事務局長)

かいきた・ゆきこ：18 歳で渡米。難民語学学校へ通う傍ら、エイズ患者支援や反戦デモに参加。現在は熊本を拠点に移住労働者支援、医療通訳などを行なっている。2025 年に結成された「戦争止めよう！沖縄・西日本ネットワーク」の共同代表を務める。

私が平和運動に取り組む根底には、「戦争は最大の人権侵害である」という強い思いがあります。戦争は多くの無関係の人々の命を奪い、暮らしや文化、地域社会を破壊します。その前段階として、国は戦争する準備を始めます。個人情報保護法やスパイ防止法、セキュリティクリアランス制度など、次々と新たな法律を閣議決定し、人々の行動を監視し、「内心の自由」さえ奪う政策を講じます。戦争は人の頭の中から始まるのです。

私の平和運動のきっかけは自分自身が受けた差別でした。1970 年代、熊本県は「水俣病」が連日報道され、“水俣に行く病気がうつる”と信じていた人も少なくありませんでした。勤務医だった父は、たまに日曜日の早朝からボロボロの車に乗って水俣へ行くことがあり、幼かった私は父がなんのために水俣に行くのか知りませんでしたが、居眠り運転しないように見張る役目として同行していました。私は四人きょうだいの長女で、母は二人の妹と生まれたばかりの弟の世話で手一杯でした。

そんな私たち一家に、大人も子どもも容赦無い言葉を投げつけるようになりました。「あそこの子と遊んだら水俣病がうつる」。向けられた言葉や視線は、直接的な暴力よりも深く、長く、私の心の中を傷つけました。そのような環境が嫌で、私は高校卒業と同時に日本を出ました。その後いろいろあって、米国カリフォルニア州フレズノにある難民語学学校に入ることができました。当時、教室で机を並べていた年齢や宗教、出身国も様々な人たちの 7 割はパスポートがなく、戦争により自国を炙り出された難民でした。その中で日本人は私だけでした。

デモや抗議集会は頻繁に行われ、選挙前になると子どもも大人も政治について話し、討論するのは当たり前の光景でした。そのような中で 1991 年「湾岸戦争」が勃発しました。私にとって初の戦争体験でした。しかし、それは私が日本で見聞きしていた沖縄戦や大空襲、広島、長崎への原爆投下といったものとは全く違っていました。

た。米国の一般市民は戦争の映像をニュースで見ながら食事をし、終わればテレビを消し、普段通りの生活を送っていたのです。考えてみれば、米国は自国が戦場になった経験がありません。米国市民にとって戦争とは“他国で行われるもの”なのです。空腹に我慢を強いられ「欲しがりません、勝つまでは」などの国民総動員の経験もなく、そのような認識の差がある国と日本は安全保障条約を結んでいるのです。

平和や戦争に対する考え方に根本的な違いがある国同士が同盟を結ぶことの危険性は、安倍政権以降の日本の右傾化をみれば明らかです。2023 年のいわゆる「安保 3 文書」に明記して以降、軍拡はどんどん加速し、2024 年には当時の岸田首相が国賓として招かれた米国で、日本が戦争を出来る国へと突き進む準備ができたと言明したのです。これは明らかに憲法を逸脱した行為であり、権力者の独裁です。到底看過することはできません。日本の主権者は国民であり、政権与党ではありません。

今年で敗戦から 81 年が経ちました。この敗戦を受けて、日本国憲法は作り変えられました。新しく作られた憲法は、戦争で疲弊し、復興を切望していた当時の日本の一般市民にとって、まさに必要なものとして受け入れられたに違いありません。特に、日本国憲法が掲げる平和主義と民主主義の理念は、当時の日本人にとって最も歓迎されたのではないのでしょうか。表現の自由、職業選択の自由、移動の自由など、今では当たり前のことが当時は当たり前ではありませんでした。

私は平和は軍事力だけで守られるものではなく、人と人との信頼、国と国との対話、そして市民社会の力によって築かれるものだと考えています。そのため、武力による対立ではなく、外交や国際協力、相互理解を重視する社会を目指すべきだと思います。

しかし現実の世界では、戦争は今も繰り返されています。



健軍駐屯地半径2キロ圏内



搬入時、健軍駐屯地正門前で市民150名ほどが反対の声をあげていた

す。一方が攻撃すれば、もう一方が報復し、その報復がさらに新たな報復を生み出すという連鎖が続いています。どの国も自らの正義を語り、「自衛のため」と説明しますが、その正義のもとで犠牲になるのは、武器を持たない市民や子どもたちです。

戦争が長引くほど、「ここまで犠牲を払ったのだから、いまさらやめられない」という論理が生まれ、戦争は勝つためではなく、やめられないために続いています。だからこそ私は、世界には「勝敗を論じる国」ではなく、「殺し合いを止める国」が必要だと考えています。

その役割を日本が担うことはできないのでしょうか。私はその可能性を、憲法9条の中に見出しています。世界で唯一の戦争被爆国である日本は、核保有国に対し、反戦反核を訴えることの出来る立場にあるのです。

白旗は敗北の象徴ではありません。白旗とは「これ以上撃たない」という意思表示であり、相手を殺すことも、自国民に殺されることを強いることも拒否する、人間の理性の旗です。それは戦争からの離脱であり、報復の連鎖を断ち切るための意思表示です。

日本国憲法9条は、この白旗を国家の原則として掲げたものではないかと私は考えています。「戦争の放棄」、「戦力の不保持」、「交戦権の否認」という規定は、日本が戦争をしないという消極的な約束にとどまらず、国家間の紛争は武力ではなく対話と外交によって解決できるはずだという、世界への積極的な提案でもあるはずです。

ところが現在の日本は、その理念とは異なる方向へ進んでいるように見えます。特に近年進められている長射程ミサイルの配備は、その象徴的な動きの一つです。これは敵基地攻撃を可能とする能力を持つものであり、従来の「専守防衛」の考え方から大きく踏み出すものと指摘されています。また、弾薬庫の増設、司令部機能の強化、沖縄・南西諸島や九州における部隊配置の拡充なども進められています。

これらの動きは、抑止力の強化という説明のもとで進められていますが、私はそこに大きな疑問を感じています。抑止とは本当に戦争を防ぐのか、戦争の準備をより高度化しているだけではないのか？という疑問です。長射程ミサイルのような兵器は、相手国から見れば明確な



陸上自衛隊熊本健軍駐屯地 Google Earth より



2026年3月9日未明、健軍駐屯地に裏門からこっそり搬入される長射程ミサイルの発射機



「平和の輪」で健軍駐屯地を囲んだ。
(2026年2月23日)



健軍駐屯地正門前にて長射程ミサイル配備反対申し入れ
(2026年3月31日)

脅威となり、結果として軍拡競争を加速させる可能性があります。さらに、こうした軍備体系の整備は、万が一の際に日本列島そのものが攻撃対象となるリスクを高めるのではないのでしょうか。

私はここに強い疑問を抱いています。なぜ日本は「どうすれば戦争を長く続けられるか」を考えなければならないのでしょうか。本当に必要なのは「継戦能力」ではなく、「停戦能力」ではないのでしょうか。どれだけ早く戦闘を止められるか、どのように敵対関係を交渉の場に戻すか、報復の連鎖をどこで断ち切るか。そこにこそ国家の知恵と資源を集中すべきだと私は考えています。

私は、日本は軍事大国ではなく、「世界で最も戦争を止める国」を目指すべきだと思います。

戦争が起きたとき、日本は直ちに停戦を提案し、敵対する双方に外交ルートを開き、交渉の場を提供する。捕虜交換、遺体の返還、負傷者の搬送、民間人の避難、人道回廊の設置などを仲介し、たとえ拒否されても対話の扉を閉じない。これこそが日本の役割であるべきではないのでしょうか。

また、日本は戦争当事国に武器や弾薬を供給せず、基地・港湾・空港・領海・領空を他国への攻撃に利用させない。その代わりに、食料、医薬品、医療従事者、救助隊、通訳、調停者を派遣し、人道支援によって存在感を示すべきだと考えます。そのために自衛隊は国際災害救援隊とし、どこの国であっても自然災害で被災した国の救援活動に行き、人道的な活動にこそその能力と経験を活かして欲しいと願っています。さらに戦争を止めるための国際的な常設機関として「国際停戦仲介センター」の設けも必要だと思います。

こうした理念を考えると、私は熊本や九州、沖縄、南西諸島の現実と切り離して考えることはできません。長射程ミサイルの配備や弾薬庫の整備、基地機能の強化は、地域を「防衛の最前線」として位置づける動きでもあります。特に南西諸島では、島嶼部が有事の際の軍事拠点や攻撃対象となる可能性が指摘され、住民の不安も

広がっています。

熊本においても、健軍駐屯地をはじめとする施設の機能強化が進み、南西方面の防衛体制の一部としての役割が強まっています。私はこうした動きに対し、地域の安全と暮らしの視点から慎重な議論が必要だと考え、市民とともに学び、声を上げてきました。

私にとって平和とは、単に戦争がない状態ではありません。子どもたちが安心して学校に通い、高齢者が安心して暮らし、誰もが将来に希望を持てる社会のことです。教育、医療、福祉、防災、環境、地域経済——これらすべてが平和と深く結びついています。だからこそ私は、平和を安全保障の問題としてだけでなく、暮らしの問題として捉えたいと考えています。

私は市民運動を、社会をより良くするための民主主義の実践だと考えています。請願や署名、学習会、対話、議会への働きかけなどを通じて、市民の声を社会に届けることができます。意見の違いを超えて対話を続けることこそが、民主主義の力であり、平和の基盤です。

私は、日本が「最後まで戦う国」ではなく、「最初に武器を手放す国」であってほしいと願っています。世界が武器を増やすとき、日本は停戦の道を示す国でありたい。世界が軍拡に向かうとき、日本は対話の回路を開き続ける国でありたい。そして世界からこう言われる国になることを目指したいのです。「戦争が始まったら、日本を呼べ」と。

白旗は敗北の旗ではありません。人間の命を国家の面子よりも上に置き、報復の連鎖を断ち切るための意思の旗です。私はこれからも熊本を拠点に、憲法9条の理念を手がかりにしながら、白旗外交という考え方を市民の中で主張し、平和の可能性を広げていきたいと思っています。

特集2 南西諸島・九州の要塞化

自衛隊の南西シフトと東シナ海でエスカレートする日米の軍事演習



木元茂夫（ピースデポ理事）

すべての基地に NO! を ファイト神奈川 (1996 年結成)。地元神奈川を中心とした活動に関わり「ヨコスカ平和船団」に加わる。1998 年の「原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会」の結成に参加。著書に『アジア侵略の百年』、DVD 作品に『原子力空母の危険性—変貌する横須賀軍港』、『たちかぜ裁判の歩み』、『安保法制と自衛隊』。

自衛隊の南西シフトは 2016 年に与那国駐屯地の開設にはじまった。与那国島から台湾まではわずかに 110km しかない。何の軍事施設もなかった島に周辺海空域の船舶と航空機を常時監視するためのレーダーが設置され、沿岸監視隊約 160 人が配備された。2015 年の与那国島の人口は 1489 人、自衛官と家族が移住して 2016 年には 1686 人、2017 年には 1712 人まで増えた。しかし、2025 年には 1665 人にまで減少した。家族を連れず単身赴任する自衛官が増えたことが原因の一つ。保育所がスタッフ不足で子供を充分預れないといった、深刻なインフラ不足が背景にある。軍備増強には惜しげもなく税金を投入するが、生活インフラの整備は軽視されている。

三年後の 2019 年には、奄美駐屯地が開設された。沖縄島に次ぐ 712 平方キロメートルの面積と 59000 人の人口をもつ島である。同駐屯地には 03 式地对空ミサイル（射程約 60km）、奄美大島西部に瀬戸内分屯地が開設され、12 式地对空ミサイル（射程約 200km）が配備された。分屯地の近くに巨大な弾薬庫が次々に建造され、いまま工事が続いている。防衛省はそれぞれの駐屯地の役割について説明したことはないが、奄美大島は弾薬の

補給拠点として位置付けられているようだ。

宮古島ではミサイル配備が順調には進まなかった。住民説明会で防衛省が「貯蔵庫」と説明したものが、実は弾薬庫であったことが判明した。短距離ミサイルが保管されていた。マスコミにも大きく報道され、当時の防衛大臣の指示で、一度、弾薬を撤去することになった。

宮古島南部の保良訓練場には 2021 年 3 月に弾薬庫 2 棟が完成した。同年 11 月、広島県呉基地に配備されている大型揚陸艦「しもきた」が、熊本で 12 式地对艦ミサイルを積み込み、宮古島に搬入した。その後、3 棟目の弾薬庫と小銃射撃場が完成した。

これで宮古島の自衛隊施設は、2010 年に大改装され、中国軍の電波情報を収集する地上電波測定装置が設置された航空自衛隊宮古島分屯基地と合わせ 3 か所となった。

2023 年 3 月には石垣駐屯地が開設した。地对艦、地对空ミサイルは翌月、同駐屯地に搬入された。石垣島にはこの年から米軍艦艇の入港が連続した。2023 年に米海軍佐世保基地の掃海艦が接岸した。2024 年には横須賀基地配備のイージス艦が入港しようとしたが、岸壁の水深が足りず、沖泊まりして乗組員をタグボート等で上陸させた。2025 年 2 月には佐世保配備のドック型輸



奄美駐屯地の巨大な弾薬庫。避雷針が何本も立っている。右側の車輛は、ミサイル運搬車輛。瀬戸内駐屯地の弾薬庫はトンネル式でさらに巨大である。



2019 年 3 月 26 日、この日開設された陸上自衛隊宮古島駐屯地



2021 年 11 月 14 日。宮古島の平良港。海自呉基地所属の大型揚陸艦「しもきた」(4002) が熊本でミサイルを積んでやってきた。平良港は 2025 年に「特定利用港湾」に指定された。



2023 年 3 月 17 日。石垣駐屯地への抗議。駐屯地の工事は完了していないのに開設を急いだ。

送揚陸艦が入港した。米海兵隊員 699 名とその装備を輸送可能な大型艦（全長 209 m、満載排水量 25300 トン）である。自衛隊の訓練支援船「くろべ」（2200 トン）も同時に入港した。同年 9 月には米海軍特殊戦グループが運用する小型戦闘艇（CCA）が入港した。マシンガンや擲弾発射銃を搭載している。海上自衛隊の高速ゴムボートが先導して入港したと報道されており、洋上でなんらかの日米共同訓練を実施した可能性もある。この石垣港の使用は異常というしかない。米海軍・海兵隊の揚陸作戦の拠点にしようとする意図を感じる。

駐屯地建設を振り返ると、環境アセスメントを実施して、建設された駐屯地は一つもない。当時、沖縄県の環境アセスは改変面積 50 ヘクタール以上の事業に適用されたために、防衛省はこれを若干下回る 47 ヘクタールとかの面積で駐屯地を設計し、環境アセスを回避して工事を急いだ。ここまでは、与那国に沿岸監視隊、その他の駐屯地は 12 式地対艦ミサイルと、これを防衛するための 03 式地対空ミサイル（射程 60km 程度）を配備するのが基本であった。増強され続けている中国海軍が、艦艇を日本に接近させた場合にこれを迎撃するという想定だった。

石垣駐屯地で、防衛省が予定していた駐屯地の建設が終るはずだった。しかし、2021 年から 22 年にかけて、いくつかの動きがあった。① 2021 年 3 月、米インド太平洋軍司令官デービットソンが「今後 6 年以内に中

国が台湾に侵攻する可能性」を指摘し、日本政府と世論はこれに大きく反応した。② 2021 年 9 月、米英、オーストラリアの新たな軍事同盟オーカスが結成され、原子力潜水艦を共同開発することが決定された。同月、英国の空母クイーンエリザベスが横須賀に入港し、米海軍も原子力空母 2 隻を投入して、東シナ海から南シナ海で大規模な軍事演習を繰り返し実行した。③ 2022 年 2 月ロシアがウクライナに侵攻しウクライナ戦争がはじまった。④ 中国が大型で高性能なイージス艦 8 隻を就役させた。出力が海自のイージス艦「まや」型の 69,000 馬力、米海軍の 100,000 馬力よりも高い 150,000 馬力と公表されている。3 隻目の空母「福建」が建造された。

こうした動きの中で、安保 3 文書（「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」）の改訂が国会の議論を経ることなく、閣議決定という形で、2022 年 12 月に強行された。

「防衛力整備計画」には、米軍の機動展開前進基地作戦 (EABO) に対応して、自衛隊の領域横断作戦能力を強化すること——陸海空に加えて、宇宙、サイバー、電磁波——がもりこまれた。

安保 3 文書改訂後の「自衛隊の南西シフト」

3 文書改訂は、自衛隊の行動にも大きな変化をもたらした。2024 年 7 月護衛艦「すずつき」が浙江省沖の中国領海に侵入した。当時、中国の艦艇が実弾射撃訓練を



2024 年 3 月 11 日。石垣港外に停泊した、イージス艦ラファエル・ペラルタ（横須賀基地配備）。石垣港は同年 4 月、特定利用港湾に指定された。



2021 年 9 月 4 日。英国の空母「クイーンエリザベス」が、米海軍横須賀基地に入港した。



2026年2月23日。配備予定の「25式地対艦ミサイル」に抗議して、熊本・健軍駐屯地（西部方面総監部所在）を囲む「人間の輪」。



2026年3月31日、静岡・富士駐屯地の正門前で、「25式高速滑空弾」の配備に抗議。

実施中であり、これの偵察・監視のために侵入したと思われる。「すずつき」はXバンドレーダーを搭載した高性能艦である。続いて、これまで抑制して来た海自艦艇の台湾海峡通過を、24年9月、25年2月、25年6月、26年4月と連続して実施した。長射程ミサイルを2026年3月に、熊本の健軍駐屯地と静岡の富士駐屯地に配備した。さらに、フィリピンのパラワン島周辺海域で毎年実施されているバリカタン演習、24年まではオブザーバー参加にとどめていたのを、25年から正式参加とした。26年には陸自の地対艦ミサイルをフィリピンに持ち込み、実射訓練を実施した。これには、中国海軍がルソン島東部に出動して来る事態となった。

自衛隊の南西シフトを見ると、まずは、沖縄に配備されている陸自第15旅団（約2300人）を約3900人に増強し、沖縄には初めてとなる16式機動戦闘車（車輪で走行する戦車）を配備し、偵察戦闘大隊を組織しようとしている。石垣駐屯地の増強工事は続き、ここでも電子戦部隊が配備されようとしている。

与那国島ではすでに電子戦部隊が配備されたが、今度は、相手の早期航空警戒機による探知と指示を妨害する対空電子戦部隊が配備されようとしている。防衛省が与那国町に配布した資料には、そうハッキリと書かれている。

奄美大島では、新たな輸送・補給拠点が必要として、古仁屋港を埋め立て隊庁舎、燃料タンク、物資の集積場を整備し、自衛隊の「共同の部隊」である海上輸送群の輸送艇（全長35m、200トン）を26年度に1隻、27年度に3隻配備しようとしている。2026年1月に住民説明会を開催し、公有水面埋め立て法に基き、6月17日に鹿児島県知事に申請した。

日米共同演習よりも中国政府との交渉を

日米共同演習もさらに強化されようとしている。2021年から実施されている米海兵隊との実動訓練（レゾリュート・ドラゴン26）が6月20日から30日まで、九州・沖縄を中心に行なわれた。基本的には米海兵隊と陸上自衛隊との実動訓練なのだが、今回は米陸軍の第3マルチドメイン・タスクフォースがハワイからやってきた。米空軍はC-17輸送機でタイフーン・ミサイルシステムを

鹿児島県の海上自衛隊鹿屋航空基地に輸送して来た。

レゾリュート・ドラゴン25は、2025年9月11日から25日までであった。石垣島には無人対艦ミサイルネメシスを搬入した。タイフーン・ミサイルシステムを山口県の岩国基地に搬入している。岩国から鹿屋に移動したことで、中国の大都市上海までの距離は約900kmとなった。今年は約3か月も前倒して訓練が実施された。台湾有事には自衛隊は米軍の指揮下に入ると指摘する人がいる。しかし、いきなり米軍から指示されても自衛隊が何でも対応できるわけではない。共同訓練でさまざまな戦闘場面を想定して任務を分担して、訓練を重ねて、検証して、はじめて可能になると私は考える。

今回の特徴は、弾薬の海上輸送である。防衛省の地元説明資料には「名瀬港においては、（鹿児島県の）谷山港から自衛隊海上輸送群の小型級船舶「にほんばれ」により海上輸送した弾薬を搭載した車輛を荷役（揚陸）し、瀬戸内分屯地への輸送訓練を実施」「中型輸送船「ようこう」により海上輸送したコンテナ（補給品及び弾薬を搭載）約90個を、---瀬戸内分屯地及び奄美駐屯地に輸送」とある。

ほぼ同時期に、多国間共同訓練ヴァリアントシールド2026が6月22日から7月1日まで実施された。こちらは、在日米軍の上級組織にあたるインド太平洋軍が主催し、陸海空3自衛隊が参加した。訓練地域は全国で、①共同対航空戦闘訓練（千歳、奥尻島、車力）、②共同統合対艦戦闘訓練（奄美駐屯地、奄美大島分屯基地、奄美大島、鹿屋）、③共同空挺降下訓練（北海道大演習場、千歳、入間、南恵庭、習志野）、④共同滑走路復旧等訓練、⑤共同衛生訓練（松島、横田、入間、横須賀、岩国等）である。

共同統合対艦戦闘訓練が要注意である。奄美駐屯地では「日米共同での情報収集訓練、非実射での対艦戦闘訓練」が実施された。

軍事演習には極めて熱心だが、中国政府との対話は軽視されている。東シナ海におけるお互いの軍事行動を抑制すべく、継続的な協議を開始すべきではないか。

問われているのは、継戦能力の強化ではなく、継続的な外交交渉である。